

# 奈良女子大学

## 目 次

I	認証評価結果	2-(13)-3
II	基準ごとの評価	2-(13)-4
	基準1 大学の目的	2-(13)-4
	基準2 教育研究組織	2-(13)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(13)-9
	基準4 学生の受入	2-(13)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(13)-17
	基準6 学習成果	2-(13)-31
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(13)-35
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(13)-43
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(13)-47
	基準10 教育情報等の公表	2-(13)-53
<参 考>		2-(13)-55
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(13)-57
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(13)-58
iii	自己評価書等	2-(13)-60



## I 認証評価結果

奈良女子大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 古代学学術研究センター、アジア・ジェンダー文化学研究センター、共生科学研究センター等、大学の特色を活かしたセンターを設置し、研究及び教育の両面で成果を上げている。
- 教育研究支援員制度や若手研究者サポートシステム、スタートアップ研究費や研究スキルアップ経費の配分等、女性教員の育児と教育研究活動の両立及びポストドクターと博士後期課程学生のキャリア形成支援のために多様な体制を整備するとともに、子育て中の男女教職員のための一時預かり施設（ならっこルーム）設置等、男女共同参画社会における大学構成員の課題解決のために積極的に取り組んでいる。
- 教員評価を厳密に行い、12月期勤勉手当の成績優秀者候補の選考及び1月の昇給区分の決定に活用し、また、研究活動促進経費の配分の基準とするなど、教員評価を処遇に反映している。
- 平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に「女性の生活様式を考慮したキャリア教育」が、平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に当該大学を含めた16校の共同プログラム「滋京奈地区を中心とした地域社会の発展を担う人材育成」（当該大学は部会のリーダー校）が採択され、これらのプログラムにより、全学的に体系立ったキャリア教育を推進している。
- 平成23年度に文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・インターンシップ推進事業」に採択され、ポストドクターと博士後期課程学生を対象に、積極的に女性人材育成の実践を行っている。
- 平成20年度文部科学省大学院GPに人社系プログラム「女性の高度な職業能力を開発する実践的教育」と、理工農系プログラム「理系の実践型女性科学者育成」が採択され、平成22年度にプログラムが終了した後も取組を継続している。
- 平成20年度より平成25年5月に至る間に学士課程、博士前期課程及び博士後期課程学生が国内外の多様な学会から受賞しており、また、講談社文学賞（第46回メフィスト賞）等も受賞している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 博士後期課程においては、入学定員充足率が低い。

## Ⅱ 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

学則第14条で、「本学は、女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、その能力を展開させるとともに、学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

文学、理学及び生活環境各学部の規程においてもそれぞれの学部及び学科の目的を明記している。

さらに、平成12年、21世紀を迎えるに当たり、基本理念として、「男女共同参画社会をリードする人材の育成—女性の能力発現をはかり情報発信する大学へ—」、「教養教育、基礎教育の充実と専門教育の高度化」、「高度な基礎研究と学際研究の追究」、「開かれた大学—国際交流の推進と地域・社会への貢献—」の4本の柱を掲げ、それに基づいて教育目標・研究目標を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院人間文化研究科規程第1条の2において、「「学際性の推進」、「専門性の高度化」、「個性化の確立」、「国際感覚の涵養」を柱とし、豊かな人間性と高度な知性を備えた人材を養成することを目的とする。」ことを掲げている。また、第2条の2において「博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えた人材を養成することを目的とする。」と規定し、第2条の3において「博士後期課程は、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を備えた人材を養成することを目的とする。」と規定している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

**基準2 教育研究組織**

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準2を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学士課程は、文学部、理学部及び生活環境学部から構成されている。

文学部は、人文社会学科、言語文化学科、人間科学科の3学科から構成されている。それにより、学際的視点を重視しつつ、社会・文化・人間にかかわる高度な専門教育を行う構成になっている。人文社会学科には、古代文化学、歴史学、社会情報学、地域環境学及び文化メディア学の5コースが置かれている。言語文化学科には、日本アジア言語文化学、ヨーロッパ・アメリカ言語文化学の2コースが置かれている。人間科学科には、教育学・人間学、子ども臨床学、総合心理学、スポーツ科学の4コースが置かれている。

理学部には、数学科、物理科学科、化学科、生物科学科、情報科学科の5学科が置かれ、自然科学の基盤となる基礎的学問分野における教育研究を重視した学科構成をとっている。現在、研究分野の融合や学際化に対応するため、学科間の連携をより一層効果的に行う体制の構築を検討している。理系リテラシー教育として学部共通や基礎専門科目を設け、他学科の科目を履修しやすくしたのもその一環である。

生活環境学部は、食物栄養学科、生活健康・衣環境学科、住環境学科、生活文化学科の4学科で構成されている。生活健康・衣環境学科には、生活健康学専攻と衣環境学専攻の2専攻を設け、特に高度化が進む当該領域の教育研究に対応させている。この学科構成を活かして、生活診断力や生活改善力に優れた女性専門職業人の養成を目指している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

学長の統括下で企画・立案・実施力を強化する3つの「室」を設置している。それぞれ副学長が室長を務める評価企画室、企画統括室、教育・学生支援統括室である。そのほかに学長の直轄する施設整備計画室及び男女共同参画推進機構（室相当）がある。

このうち、教育・学生担当副学長が室長を務める教育・学生支援統括室の下に、教育全般にわたる企画・立案・実行に当たる組織として教育計画室が置かれている。教育計画室は、副学長（教育・学生担当）が併せて室長となり、各学部・研究科・附属学校の教員、学務課・学生生活課の事務職員をもって構成されている。

教育計画室には、教養教育部会、外国語教育部会、IT教育部会、キャリア教育部会、資格教育部会及び教員養成カリキュラム部会が設けられ、機動的に業務を分担している。

教養教育部会は、教養教育部会長の下で、大学全体の教養教育の実施体制を所管する。

当該大学の教養教育は、1. 基礎科目群と2. 教養科目群とから構成されている。1. 基礎科目群は、(1) 主題科目、(2) 外国語科目、(3) 日本語科目 (外国人留学生のみ)、(4) 保健体育科目、(5) 情報処理科目からなっている。また、2. 教養科目群は、「人間と文化」22科目、「生活と社会」10科目、「人間と自然」23科目からなっている。上記の外国語教育部会は、外国語教育の企画立案、実施に当たり、1. 基礎科目群の中の(2) 外国語科目に責任を持つ。IT教育部会は、情報教育の企画立案、実施に当たり、1. 基礎科目群中の(5) 情報処理科目に責任を持つ。また、1. 基礎科目群中の(1) 主題科目、(3) 日本語科目、(4) 保健体育科目及び2. 教養科目群は、教養教育部会が責任を持っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成 (研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成) が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院人間文化研究科は、大学ウェブサイトの基本理念として、1. 研究教育の学際化、2. 研究教育の高度化、3. 研究教育の個性化、4. 女性の人材育成と社会への貢献の4つを掲げ、博士前期課程では、学部教育との連携を密にすることによって、学部教育を基礎にしてより専門性を高めることを目指し、博士後期課程では、高度な専門性と幅広い視野を持つ人材の育成を目指している。

博士前期課程は、国際社会文化学、言語文化学、人間行動科学、食物栄養学、生活健康・衣環境学、住環境学、生活文化学、数学、物理科学、化学、生物科学、情報科学の12専攻、博士後期課程は比較文化学、社会生活環境学、共生自然科学、複合現象科学の4専攻からなる。

博士前期課程、後期課程ともに、教育研究の専門性の深化及び近隣の学問領域の融合による学際化を実現するために、複数の専門分野を有する専攻において、複数のコースないし講座を設けている。例えば、博士前期課程国際社会文化学専攻では、古代文化学、歴史学、社会情報学、地域環境学、文化メディア学の5つのコースを、博士後期課程共生自然科学専攻では、機能的物質科学、生物環境科学、食物栄養科学、環境生活科学の4つの講座を置いている。

また、大学院では、教育研究目的を達成するために、博士前期課程では、履修目標に応じ、専修コース (高度な専門的能力養成) と複合コース (幅広い視野を備えた多様なタイプの人材養成) を設定している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学には以下の12の教育研究施設が設置されている。

- ①附属図書館
- ②保健管理センター
- ③臨床心理相談センター
- ④総合情報処理センター
- ⑤国際交流センター

- ⑥社会連携センター
- ⑦環境安全管理センター
- ⑧共生科学研究センター
- ⑨生涯学習教育研究センター
- ⑩教育システム研究開発センター
- ⑪古代学学術研究センター
- ⑫アジア・ジェンダー文化学研究センター

それぞれの設置目的はそれぞれの設置規程に明確に示され、また、大学の教育目標・研究目標に適った内容となっている。また、その設置目的に応じた研究活動の成果を、教育活動にフィードバックしている。ここでは、大学の教育・研究上の特色を顕著に反映する以下の3センターについて、その教育・研究上の役割を述べる。

共生科学研究センターでは、人間社会と自然環境との共生のための科学としての「共生科学」を通して、自然の保全と再生を目指すことを目的として設置され、平成24年度から全学共通科目の主題科目として「共生科学」を新たに開講し、学部学生向けに概念を解説するとともに、地球温暖化長期シミュレーション、共生成立の分子的機構や環境汚染物質の動態等、研究の成果を活かした内容の講義を行っている。

古代学学術研究センターは、古代日本の中心であった奈良に立地する大学の特色を活かし、東アジアの広い視野の中で、日本古代の歴史・文学・言語等を学際的に研究することを目的として設置され、平成21年度からは、文部科学省21世紀COEプログラムに採択された「古代日本形成の特質解明の研究教育拠点」（平成16～20年度）の活動を継承・発展させるとともに、文理融合による新たな研究分野を開拓して、古代学に関する研究を行っている。

アジア・ジェンダー文化学研究センターでは、アジア地域の中の日本、その日本の女子大学としてアジアにおける女性研究者のネットワークの基地となることを目指して設置され、世界の第一線で活躍するアジアのジェンダー研究者を招いて多様な事業を実施するとともに、全学共通科目として開講している「ジェンダー論入門」で、センターが実施した在校生対象調査を活用するなどし、研究成果を学生に提示した授業を行っている。

なお、各センター所属教員がそれぞれの専門分野に関連した全学教育科目を担当しており、学士課程の教育活動に関わっている。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

大学は、教育研究評議会を設置し、学則そのほかの教育研究に係る重要な規則・規程の制定、改廃に関する事項、中期目標・中期計画、年度計画や実績報告、学部・大学院における改組計画、教員人事、学生関連事項等、教育研究上の重要事項を審議している。平成24年度においては、毎月定例（夏季休暇期間を除く）で11回開催されている。

各学部教授会では、教育課程の編成、学生の身分異動、成績、学位の授与に関する事項等、教育に係る重要事項を審議している。平成24年度には文学部教授会は14回、理学部教授会は15回、生活環境学部教授会は13回開催されている。

また、各学部では教授会の審議・決定を円滑に進めるため、教授会に先立ち、文学部では学科代表会議、

理学部では学科長会議、生活環境学部では代議員会を開催している。

大学院においては、教育活動に関わる重要事項について、博士前期課程では、文学系、生活環境学系及び理学系の3つの分科会教授会において、博士後期課程では4つの専攻会議において審議が行われる。具体的には、選抜試験、学位授与、教育課程、授業担当等の全ての重要事項が審議され、その審議内容は、最終的に研究科の代議員会において審議、承認される。分科会教授会、専攻会議はいずれも月例で開催されている。

教育課程、教育方法の全学的検討は、教育計画室において行われ、室の下に部会を置いて業務を分担している。部会には必要に応じてワーキンググループを置き、室員以外のメンバーにも出席を求めて現状分析や企画立案に役立てている。教育計画室の会議は定例として月1回開かれ、各部会、ワーキンググループは必要に応じて開催される。部会の業務は教育計画室に報告・提案され、その審議決定は室長である副学長（教育・学生担当）の責任において教育研究評議会に提案・報告されている。

各学部・人間文化研究科においても、教育課程や教育方法を検討する組織を設置している。

文学部では総務委員会及び教務委員会を設置している。総務委員会は、文学部長を委員長とし、文学部選出の評議員2人及び3学科長の6人から構成され、月に1～2回開催されている。教育課程の在り方や制度に関連する事項について課題の発見や施策原案の協議・検討を行い、学科代表会議や教授会に提案するという役割を負っている。教務委員会は、各コースから1人ずつ選出された委員により構成され、月に1～2回開催されている。教育課程の円滑な実施、学生の教育課程の選択・決定の支援、その他教務全般の主として実務に関する事項を所管している。

理学部では、先述の学科長会議において、学部長を中心に教育課程や教育方法を検討し、各学科会議での意見集約を経て、理学部全体の方向付けを行っている。また、具体的な教務事項を検討する組織として、教育計画部会を設置している。教育計画部会は全学の教育計画室員と各学科から2人ずつ選出された室員から構成され、教育計画室との連携を保ちながら、理学部の教育課程全般について検討を行っている。

生活環境学部では、教育課程や教育方法等を検討する組織として、各学科から1人ずつ選出された委員により構成される教育計画室がある。ここでは、生活環境学部における学生の教育課程の選択・決定並びに教務全般の主として実務に関する事項について協議している。教育課程の編成をはじめ編入学生の既修得単位の認定、さらには学生による授業アンケートの実施と集計・分析等広範な教育活動に関わる実務に関することを検討している。

人間文化研究科では、教育課程や教育方法等に関する重要事項については同研究科運営委員会において協議し方針を定め、実務的事項については大学院教務委員会で対応している。運営委員会は研究科長、評議員、前期課程分科会長、後期課程専攻長で構成されており、月例で開催されている。大学院教務委員会は、運営委員会から選出された博士後期課程専攻長を委員長とし、博士前期課程専攻から各1人、博士後期課程の講座から各1人選出された委員によって構成されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 古代学学術研究センター、アジア・ジェンダー文化学研究センター、共生科学研究センター等、大学の特色を活かしたセンターを設置し、研究及び教育の両面で成果を上げている。

**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

平成24年度から、多様化・高度化・学際化する教育・研究に係る諸課題に全学としての確かつ柔軟に取り組むための教員組織として研究院を発足させ、各学部・研究科に所属していた全教員の所属を研究院に移している。研究院は人文科学系、自然科学系、生活環境科学系からなる。各学系に所属する教員は、各人の専門分野を活かして各学部・大学院の教育研究を担当し、当該分野の教育研究の発展に寄与するとともに、その枠組みを超えて、人材養成や研究等の課題に柔軟に取り組んでいる。

さらに、各学部・研究科においては、それぞれの教育・研究活動を遂行するため、学部長及び研究科長の下に教授会を設け、また、学科には学科長を、専攻には専攻長を置き、各々の実情に応じた運営組織を形成している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 文学部：専任70人（うち教授31人）、非常勤54人
- ・ 理学部：専任77人（うち教授34人）、非常勤12人
- ・ 生活環境学部：専任48人（うち教授21人）、非常勤54人

学士課程における専任教員一人当たりの学生数は文学部10.8人、理学部10.2人、生活環境学部13.4人となっており、少人数教育を実現する数値である。

教養科目中、教育上主要と認める科目は、主題科目、外国語科目、保健体育科目であるが、主題科目には、専任の教授、准教授を配置し、外国語科目、保健体育科目については非常勤講師によって補充している。外国語科目のうち、複数クラスがある英語科目については、専任を含む複数名によって担当するローテーション方式を採用するなどの工夫により非常勤講師との意思疎通を図っている。

文学部では専任教員が主要な専門教育科目を担当しており、必修科目の授業は全て教授が受け持ってい

る。

理学部及び生活環境学部においては、ほとんど全ての必修科目に専任の教授・准教授を配置している。これらのことから、教育活動を展開するために必要な教員が確保されており、また、原則として、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

[博士前期課程]

- ・ 人間文化研究科：研究指導教員 182 人（うち教授 92 人）、研究指導補助教員 5 人

[博士後期課程]

- ・ 人間文化研究科：研究指導教員 128 人（うち教授 89 人）、研究指導補助教員 23 人

博士前期課程における教員一人当たりの学生数は 1.9 人、博士後期課程における教員一人当たりの学生数は 1.2 人となっており、少人数教育を実現する数値である。

専任の教授・准教授の担当比率は、博士前期課程の 12 専攻では、2 専攻が 60%台、6 専攻が 70%台、2 専攻が 80%台、2 専攻が 90%台であり、博士後期課程の 4 専攻では、1 専攻が 79.5%、ほかの 3 専攻は 95.8%、99%、100%となっており、全体として開講科目の大部分を担当している。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

平成 16 年 5 月に教職員人事に関する基本方針を定め、また、平成 17 年 3 月に人事制度を中心とした基本方針を定め、教員組織の活動のより一層の活性化に向けた教員編成を推進している。

あわせて、第二期中期計画で、教職員人事に関する計画を定め、任期制や公募制を含む柔軟で多様な人事制度の運用による教職員の計画的かつ適正な配置、女性教職員比率を 30%以上にする、人事評価システムにより評価を行い、待遇面に反映させるなどの方針を打ち出している。

この方針に従い、平成 23 年 3 月、学長名で「教員の個人評価と処遇に関する基本的な考え方」を発表し、教員評価制度を取り入れ、学系長による各教員への評価結果を勤勉手当率・昇給区分を決定する際の参考資料として反映させるなどの措置を行っている。

「女性教職員比率を 30%以上にする」ことについては、平成 25 年 5 月 1 日現在、33.3%となっており、目標を達成している。また、男女共同参画推進機構が主体となり、教育研究支援員制度や若手研究者サポートシステムを設け、スタートアップ研究費や研究スキルアップ経費の配分を行い、さらに、子育て中の男女教職員のための一時預かり施設（ならっこルーム）を設置するなど、男女共同参画社会における大学構成員の課題解決のために積極的に取り組んでいる。

平成 22 年度には「若手教員の待遇改善についての特別措置」を定め、若手教員の上位職への昇任審査を部局の実情に応じて行うことを可能とした。

学長のトップ・マネジメントによる学内資源の有効活用により、教職員の欠員に関しては学長預かりとなり、全学と部局の計画を勘案し、学長が人事計画を定めている。

この結果、教員の年齢別・性別構成においては、45～54 歳の教職員比率が高く、また、35 歳未満では女性教職員の比率が高くなっている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

採用基準や昇格基準等については、大学で設定した基準に基づき、研究院の各学系の領域においてそれぞれの教育研究分野に応じた方針や基準が設けられており、それに沿って人事が行われている。

具体的には、研究院の各学系において選考委員会を設置し、対象となる者について、模擬授業及び面接等を行った上、1) 学士課程及び大学院博士前期課程における教育経験・教育指導能力があるか、2) 研究業績があり卒業研究や修士論文研究で十分な研究指導能力があるか、3) 研究教育のみならず、様々な学内運営業務に柔軟に対応できるか、について詳細な検討を加えた上で評価を行い、さらに、評価に至る経過と結果を各学系会議に報告を行った上で、構成員の無記名投票により、採用及び昇格の可否を決定している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成20年度より「奈良女子大学教員評価の実施について」という規程を定めて教員評価制度を導入し、継続的に実施している。評価期間を3年間と設定しており、平成20～22年度までは第1期、平成23～25年度までは第2期目の評価期間となっている。

この教員評価は、各教員が期間の最初に「教育活動」、「研究活動」、「社会連携活動」、「管理・運営活動」の区分ごとに自ら目標・計画を立て、年度末ごとに自己評価を行った結果を所属の学系長に提出し、この自己評価を基に学系の評価委員会で評価を行うという方法で行っている。この評価結果については、12月期勤労手当の成績優秀者候補の選考及び1月の昇給区分の決定に活用している。

また、3年ごとに当該期間中の自己点検・評価と学系評価委員会による評価を実施し、学系評価委員会による評価結果については当該教員に通知している。

第1期評価期間終了の翌年度である平成23年度には、第1期評価の結果について、評価企画室において検証を行い、「第1期教員評価結果の概況」という文書を公表している。また、評価結果の上位者（上位10%以内）を対象に研究活動促進経費として総額420万円の配分を行っている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を展開する上で必要な教務関係や厚生補導関係の事務職員として、学務課、学生生活課、入試課に事務職員を配置している。学務課は学務係・文学部係・理学部係・生活環境学部係・大学院係から構成され、合計15人の職員及び5人の非常勤職員が配置されている。学生生活課には学生会館・学生寮・学生相談室を担当する学生生活係及び学生支援係・就職係があり、合計9人の職員と5人の非常勤職員が配置されている。入試課には6人の職員と2人の非常勤職員が配置され、入試に係る事務全般が行われている。

このほか、図書館を担当する課として学術情報課を置き、7人の職員と8人の非常勤職員を配置している。また、教育活動に係る技術職員として、理学部物理科学科に加速器ペレトロン（物質分析用静電加速器）対応の職員を1人配置している。

平成18年度より、出産・育児・介護等に関わる女性教員の教育及び研究活動の支援のために、「教育研究支援員制度」を実施している。この制度では主として博士後期課程修了生を教育研究支援員として採用しており、支援者と被支援者双方のキャリア形成、キャリア復帰等のチャレンジ支援・再チャレンジ支援に寄与するシステムとなっている。

TAに関しては、適正かつ積極的な配置をすべく毎年、配置計画を検討しており、平成20～24年度に至る5年間の前期・後期合計の採用数は、273人、366人、376人、269人、249人となっている。大学院学生をTAとして採用するに当たり、教育を担うものとしてのTA本人の自覚の涵養及び教育方法を学ぶ場の提供に資する目的から、主として学部教育の授業科目を担当させている。また、TA制度の教育効果を上げるために担当学生から報告書（アンケートを含む）を提出させて集計し、フィードバックしている。このほか、平成24年度から上級生が下級生に学習上のアドバイスを与えるスチューデント・アシスタント（SA）制度を新設している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 教育研究支援員制度や若手研究者サポートシステム、スタートアップ研究費や研究スキルアップ経費の配分等、女性教員の育児と教育研究活動の両立及びポストドクターと博士後期課程学生のキャリア形成支援のために多様な体制を整備するとともに、子育て中の男女教職員のための一時預かり施設（ならっこルーム）設置等、男女共同参画社会における大学構成員の課題解決のために積極的に取り組んでいる。
- 教員評価を厳密に行い、12月期勤勉手当の成績優秀者候補の選考及び1月の昇給区分の決定に活用し、また、研究活動促進経費の配分の基準とするなど、教員評価を処遇に反映している。

<b>基準4 学生の受入</b>
------------------

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。
----------------------------------

## 【評価結果】

基準4を満たしている。

## (評価結果の根拠・理由)

4-1-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
---

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、教育理念に基づき、求める学生像を次のように定めている。

- 人間と社会と自然の本質を深く探究しようとする学生
- 自然や社会現象、あるいは多様な文化や文明に対して、旺盛な知的好奇心を持っている学生
- 現代における諸問題の解決に積極的に取り組もうとする学生
- 大学で培った能力を、広く国内外で発揮することを目指している学生

大学院の入学者受入方針は、求める学生像を次のように定めている。

- 基礎となる専門領域を最先端まで探求しようとする学生
- 現代における諸問題を学際的に深く探究しようとする学生
- 専門的知識を再構築する意欲や解明したい問題に取り組む意欲をもつ学生
- さまざまな分野でアジア諸国をはじめとして国際社会に貢献することを目指す学生

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-1② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
---

入学者受入方針に沿い、人間・自然・社会に対する多様な関心と問題解決への積極的意欲を持つ学生の入学を求めるため、学部、大学院において多様な選抜を実施し、基礎学力、コミュニケーション能力、志望する学問分野に対する熱意や素養等について判定を行っている。

学士課程（1年次入学）においては、一般入試、AO入試、推薦入試、帰国生入試、私費外国人留学生入試、高大連携特別入試の6つの選抜を実施しており、そこでは5つの方法が見られる。

最も募集人員の多い一般入試においては、大学入試センター試験及び個別学力検査を課し、中等教育における学習の達成度及び各学部が求める基礎的な学力を測っている。

文学部で実施しているAO入試においては、分野の特性に応じて、書類審査、レポート、小論文等を組み合わせて1次選考を行い、合格者に対して2次選考を行っている。2次選考では筆記試験・面接等を組み合わせ、能力、適性、意欲、関心等について多角的に評価を行い、最終合格者を決定している。最終合格者に対しては、時間をかけて入学前学習を徹底しており、受入コースへの進学理由と意思を明確にした上で入学させている。

推薦入試では、総入学定員の10%強の募集人員を当て、高等学校等学校長の推薦に基づき、実施する学部・学科等の特性に応じて、調査書、志望理由書、小論文、面接及び大学入試センター試験成績により総合判定している。

教育課程の大きく異なる外国の学校卒業生を対象とした帰国生入試や私費外国人留学生入試では、記述式試験による基礎的学力による判定にとどまらず、面接等も実施してコミュニケーション能力や志望する学問分野に対する関心・熱意及び素養等について、きめ細かく総合的に判定している。

高大連携特別入試では、各学部2人ずつ、合計6人の当該大学附属中等教育学校の女子生徒を受け入れている。

そのほか、学士課程においては、各学部ともに定員を設け、第3年次編入学入試を実施している。

大学院課程においては、一般選抜、社会人特別選抜及び留学生特別選抜の3つの選抜区分を設けている。

博士前期課程では3つの選抜区分に応じて、記述式学力検査、口述試験を課し、専攻分野によっては卒業論文や研究計画書の提出を求め、総合的に基礎的能力及び研究素養の判定を行っている。

また、物理科学専攻・化学専攻・情報科学専攻においては推薦選抜を、化学専攻においては学際領域特別選抜を実施することにより、多様な方面からその能力を判定している。

博士後期課程においては、3つの選抜区分のいずれにおいても、論文（修士論文）又はそれに代わる資料の提出を求め、口述試験（比較文化化学専攻にあつては併せて筆記試験）と組み合わせて、基礎学力のほか、研究テーマに関するこれまでの取組、独創性、発展性等について総合的に判定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜要項や各種学生募集要項は、各学部教授会等の検討を経て、入学試験委員会において決定している。入学試験委員会については、入学試験委員会規程が制定されている。委員会の委員は、学長、副学長（教育・学生担当）、学部長、人間文化研究科長、事務局長、保健管理センター所長、各学部の担当教授のうちから2人、人間文化研究科の教授のうちから4人が当たり、委員長は学長が務める。入学試験委員会は学部と大学院研究科の双方に対応している。

入学者選抜要項や各種学生募集要項は、各学部教授会、大学院博士前期課程各分科会及び博士後期課程代議員会等の検討を経て、入学試験委員会において決定している。

学部一般入試（前期日程・後期日程）においては、出題採点組織、作問及び校正、試験実施前点検に係る日程、試験当日の試験実施本部運営に至るまで入学試験委員会が掌握している。学部一般入試については、詳細な「学部一般入試個別学力検査出題・採点組織表」が制定されている。

そのほか、大学入試センター試験実施事項についても入学試験委員会が直接に企画運営する。

採点時には採点者が受験生個人を特定できないよう、配慮を行っている。また、合格者判定については、学部一般入試においては、各学部教授会の審議により合格者原案を作成し、入学試験委員会において審議・決定している。学部特別選抜においては、各学部教授会の審議により決定し、入学試験委員会に報告している。大学院人間文化研究科においては、博士前期課程については、人間文化研究科分科会教授会の審議により決定し、博士後期課程については、人間文化研究科代議員会の審議により決定し、入学試験委員会に報告している。

なお、社会的関心の高い学部一般入試に関しては、情報公開の観点から、選抜前には募集要項で採点評価基準を公表し、選抜終了後には、各出願区分の志願者数、合格者数、合格最高点、最低点、平均点等の情報や、出題意図や採点基準等を大学ウェブサイトで公開している。また、希望者には、入試成績（大学入試センター試験の合計点及び科目別個別学力検査得点）も開示している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

各年度の各種入学者選抜終了後の入学試験委員会において、過去1年間の入学試験の経過及び改善が必要な課題について報告が行われ、当該委員会及び各部局において検討を行っている。各部局においても教授会及び各部局入試委員会等を中心に、入学者選抜の改善について検討を行っている。

入学者選抜に関し、具体的に検討することを目的として、平成16年7月、教育・学生担当副学長の所管する教育・学生支援統括室の下に入試企画室が置かれている。平成24年度には、この入試企画室において、平成21年度入学生を対象に、大学入試センター試験の成績・学年ごとの履修状況を数値化し、AO入試・推薦入試・前期日程・後期日程の試験区分ごとと比較することにより優位性の検証を行っている。入試企画室は、毎年、各種選抜による合格者の入学手続き終了後、新入生アンケート及び入学辞退者アンケートを実施し、入学選抜改善のための基礎情報としている。

平成21年度以降、こうした検討を通じて実施された改善事項は、平成21年度3件、平成22年度4件、平成23年度6件、平成24年度1件、平成25年度2件である。直近では、理学部において、数学、物理を中心とした数物科学科と化学、生物、自然環境を中心とした化学生命環境学科の2学科に改組し、大括り入試に変更するという検討が進行している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成21～25年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・ 文学部：1.07倍
- ・ 文学部（3年次編入）：0.84倍
- ・ 理学部：1.06倍
- ・ 理学部（3年次編入）：1.18倍
- ・ 生活環境学部：1.09倍
- ・ 生活環境学部（3年次編入）：0.78倍

[博士前期課程]

- ・ 人間文化研究科：1.01倍

[博士後期課程]

- ・ 人間文化研究科：0.65倍

このように、学部及び博士前期課程では入学定員と実入学者数との適正化が図られている一方で、博士前期課程では専攻による変動があり、また、博士後期課程では入学定員充足率が低い。

このため、平成23年度から、博士前後期課程も含む入学者数の適正化に向け、平成26年度において、人文科学系、自然科学系、生活環境科学系という3つの学系をまたぎ、学部から大学院へとつながる改組を検討中である。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は博士後期課程を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

**【改善を要する点】**

- 博士後期課程においては、入学定員充足率が低い。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
  - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
  - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
  - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
  - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

**【評価結果】**

**基準5を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

<学士課程>

5-1-1① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められている。

各学部において、教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。

例えば、文学部では、教育課程の編成・実施方針を次のように定めている。

[文学部]

文学部では専門科目として「学部共通科目」、「学科科目」を設置する。

「学部共通科目」は、主に1～2年次での履修であり、専門の基礎科目としての「基礎演習」「学ぶことと女性のライフスタイル」という初年次教育科目を設置し、大学での学びへのスムーズな導入を図るとともに、「概論」科目を設置し、各専門分野の基礎的な知識や考え方を習得できるようにしている。また、「全学共通科目」の履修も推奨し、幅広い教養を身につけることも目指している。

「学科科目」は学生が学科に所属する2年次以降の履修となる。「特殊研究」を中心とした講義科目による専門的な知識の獲得、「講読」「実習」における具体的な素材を通しての学的スキルの習得、「演習」による創造的な思考力の育成を目指している。そして4年次に「卒業論文」を全員に課すことによって、これまでの学びの集大成と、総合的な能力の陶冶を図っている。

また、「学科科目」については、他学科の大部分の科目を自由に履修することも可能であり、幅広い視野を獲得できるカリキュラムを編成している。

理学部、及び生活環境学部においても、同様に、教育課程の編成・実施方針を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程を教養教育科目、専門教育科目、キャリア教育科目によって構成している。

教養教育科目は、人間性を涵養する教育として位置付け、「質の高い教養教育を行うことにより、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する」ことを目標として、基礎科目群と教養科目群から編成されている。基礎科目群は、教育全体の基礎や前提として、入学後の早い時期に選択履修すべき科目であり、主題科目、外国語科目、日本語科目、保健体育科目、情報処理科目からなる。主題科目は、従来の「人権教育」、「女性学的視点」、「地域と環境」を主題とする10科目に加え、平成22年度からスタートアップ科目として「大学生活入門」を、また平成24年度から「国際理解」を主題とする2科目を加えている。教養科目群は、各自の関心に応じて、幅広い教養を身に付けるために置かれ、全在学期間にわたって履修できるようにしている。人間と文化、生活と社会、人間と自然の3分野からなる。

専門教育科目は、創造性を生み出す教育として位置付け、「各専門分野間で連携のとれた教育」を行い、「深い専門性を身につけた創造性豊かな人材を育成する」ことを目標として、各学部の教育理念、教育目標、教育課程編成の趣旨、人材育成にかなうような教育体系を構成し、特色ある専門教育を行い、学位を授与している。

文学部では、授業科目は全体として学生各自の課題探求プロセスを重視する履修段階であるとの観点から、授業内容のレベルに応じて、学部共通科目、学科共通科目、専攻科目に3区分され、学生の履修をガイドしている。また、文学部の研究・教育プロジェクトに関連したプロジェクト科目は学際的、課題探求的な内容の科目で、文学部の教育理念、教育課程の趣旨に合致する科目の典型例である。なお、授与される学位は、学士（文学）である。

理学部では、それぞれの学科において講義科目、演習科目、実験科目が各年次にわたって配当され、特にそれぞれの学問分野で根幹を成すと思われる科目を必修科目に指定している。また、約30の学部共通専門科目を開講し、履修を奨励することによって各自の狭い専門分野に偏らず、広い知識が身に付けられるように配慮している。平成18年度以降は学生能動参加型授業として「サイエンス・オープンラボ（Ⅰ、Ⅱ）」を開講し、理学部が行っている地域貢献事業に学生を参加させ、学生にコミュニケーション能力、自主性・企画力、幅広い理学の知識等を身に付けさせることを目指している。この事業は「地域貢献活動を活用した理系女性人材育成」として平成20年度の文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に採択され一層の充実が図られている。なお、授与される学位は、学士（理学）である。

生活環境学部では、教育課程の体系性を確保できるよう、専門科目については、学年進行で専門基礎科目から応用科目へ、あるいは講義から実習へと履修がスムーズに行われるよう計画したものを履修モデルとしてまとめ、ガイダンス時に学生に配付して周知を図っている。なお、授与される学位は、学士（生活環境学）である。

キャリア教育科目は、社会で貢献できる人材を育成する教育と位置付け、「1）男女共同参画社会の実現に貢献できる人材を育成する。2）アジア諸国をはじめとする国際社会及び地域社会に貢献できる人材を育成する」ことを目標として、キャリアプラン科目群（卒業後の就職や進学等の将来設計について、各自のプラン作りに早期から取り組むための教育課程）、教職科目群（特に学生のニーズの多い教員免許状取得のための教育課程）、資格関連科目群（学芸員・学校図書館司書教諭等の資格取得のための教育課程）から編成されている。

平成22年度に文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に「女性の生活様式を考慮したキャリア教

育」が採択され、続いて平成24年度に文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に当該大学を含めた16校の共同プログラム「滋京奈地区を中心とした地域社会の発展を担う人材育成」が採択されている。後者は京都産業大学を幹事校とし、4部会を擁するが、当該大学は部会のリーダー校となっている。これらのプログラムにより、全学的に体系立ったキャリア教育を推進している。具体的にはCALLシステムの充実、実践的英語教育、PBL（Project Based Learning）型授業等を実施している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学期末に行われる授業評価アンケート等において、開講を希望する科目を調査し、学生のニーズの把握に努めている。その結果と社会的状況とを考慮して、「大学生活入門」（副学長ほか担当。平成22年度から）、「異文化理解と国際協力」（平成23年度から）、「異文化理解と平和構築」（平成24年度から）を新規に開講している。

キャリア教育科目では、アンケートによって学生のキャリア教育への希望を調査し、「キャリアデザイン・ゼミナール」の開講科目や授業内容に反映して拡充を図っている。

また、教養教育と専門教育の連携、学部間の連携を図るため、各学部の専門科目の中に教養的内容を併せ持つ科目としての積極開放科目を設けるとともに、全学の科目概要を網羅した冊子を配付して、自らの専門を越えた積極的な履修を促し、各学部の卒業要件単位に算入している。平成24年度の積極開放科目の開講科目数・受講者数は、文学部73科目・2,238人、理学部12科目・591人、生活環境学部18科目・507人である。

各学部では定員を設けて3年次編入学生を受け入れており、入学前に修得した単位の認定を行っている。編入学生用に特別にオリエンテーションを行い、編入学生にチューター制度を実施したり（文学部）、編入学生用の授業を開講して、学生の習熟度に応じた細かな指導を行ったり（理学部）している。平成24年度の編入学生は3学部合計で38人である。このほか、一般入学生の希望者に対しても、入学前に他大学で修得した単位の認定を行っている。また、学外での英語の学修について、学生から申請があれば、基準を設けて単位認定を行っている。

キャンパス内の放送大学奈良学習センターを活用し、放送大学との単位互換に関する協定書に基づき、放送大学の科目を授業科目として受講する放送大学教育協力型単位互換科目（平成24年度は全7科目）が開講されている。平成24年度の放送大学単位互換科目履修実績は、全学部・前期及び後期で97人に上っている。また、平成20年度より奈良県内大学間単位互換協定に加盟して、県内の7大学（帝塚山大学、天理大学、奈良大学、奈良教育大学、奈良県立大学、奈良県立医科大学、奈良産業大学）の授業科目を学部学生が履修できるようになっている。また、理学部生物科学科では、他大学の臨海・臨湖実験所が主催する公開臨海実習を単位として認め、幅広い知識・経験を身に付けることを奨励している。

文学部・生活環境学部においてはインターンシップ科目を複数開講し、単位を付与している。平成24年度のインターンシップ関連科目の受講者数は、合計90人、うち単位認定者数は52人である。

このほか学部ごとの特徴としては、次の事項が挙げられる。

文学部では、全専攻の概論科目を学部共通科目とすることで86もの多種多様な概論科目を開講し、学科や専攻にかかわらず卒業に必要な単位数に含めて履修可能としている。これにより、学生の履修科目構

成の自由度を大幅に上げ、多様な要望に対応している。社会的要請に対応するため、社会調査士の資格を取得できる教育課程が整備され、高度化が求められている教員養成課程と連動した専門科目も拡充されている。また、平成20年度より生活環境学部と共同して健康運動指導士養成校の認定を受け、健康運動指導士の養成を行っている。そのほか、「なら学」プロジェクト科目や「ジェンダー言語文化学」プロジェクト科目等、地域貢献・社会貢献への要請に対応しつつ、文学部の学術的特色を活かした科目も開講されている。

理学部では、文部科学省教育G P「地域貢献活動を活用した理系女性人材育成」及び平成18年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代G P)」に採択された「可視化コンテンツクリエイター養成プログラム」の後継事業も継続実施している。「サイエンス・オープンラボⅠ、Ⅱ」、「可視化リテラシー」等の開講がそれである。このほか、外部講師を招き、博士前期課程の学生を対象とし、各分野の基礎から先端的研究までを含めて解説する講義については、4年次生にも受講を奨励し、多数の学生が受講している。加えて、教員の専門に関する講義や科学英語の読解とプレゼンテーションに重きを置いた授業を行い、国際的に活躍する人材を求める社会からの要請に対応している。「宇宙論入門」や「実践化学英語Ⅰ」等の開講がそれである。

生活環境学部では、社会からの要請に対しては食物栄養学科が管理栄養士養成施設としての認可を受け、また、住環境学部では既に一級建築士、二級建築士等の受験資格が得られる教育課程としての認定は受けているが、さらに建築分野において日本技術者教育認定機構(J A B E E)の認定を受け、同学科の技術者教育プログラムが社会の要求水準を満たしていることが外部機関によって認可されている。また、学生のニーズに対応するため、学外から専門の講師を招き特別講義を実施しているほか、英語を用いる機会を提供するために、英語によるディスカッションを取り入れた演習科目を開講している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

3つの学部では、それぞれの教育内容に応じた個性あるかつ適切な学習指導法が採用されている。

文学部の科目配置は、これまでの知の枠組みにとらわれない学際的視点を重視しつつ高度な専門教育を行うという文学部の教育目標に沿ったものである。すなわち、「なら学」、「ジェンダー言語文化学」、「差異と交感の人間学」という3つの学部共通プロジェクトにかかわる科目を織り交ぜながら、広く学部共通科目を通して課題やテーマを探究する機会を与え、特殊研究科目でより問題を限定し深化させ、さらに演習科目や実習科目を通じて専門的・学際的探求能力の育成を図り、卒業研究へと至るようになっている。卒業要件単位数は、各学科の教育内容に応じて科目の種類ごとに定められている。平成20年度からは、社会と人文社会科学領域における教育・研究の変貌に合わせ、教育プログラムを学科中心に編成する体制を作っている。その下に各学科内に複数個設置された学生の履修コースでは学際性と専門性とを両立させながら、コース・教育課程の編成が行われている。各コースとも、講義・演習・実験・実習等の授業形態を、その専門性に合わせてバランスよく組み合わせ、学生が適切に選択できるよう履修指導を行っている。

理学部では講義・演習・実習・実験がバランス良く開講されている。どの学科においても、主要講義科目に対しては、それに対応する演習・実習科目や実験科目がセットになって開講され、お互いの授業担当者が連絡を密に取りながら授業を進めることで、学生の習熟度が増すように配慮している。また、理学部教育で重要度の高い実験・実習・演習科目においては、T Aを有効に配置し教育効果を高める工夫がなさ

れている。特に生物科学科では、教員の専門に関する講義、科学英語の読解とプレゼンテーション、討論に重きを置いた演習では、複数教員による少人数授業を実施している。また、フィールド型授業として複数の野外実習を実施している。野外で安全かつ効果的な授業を行うために、必要に応じてTAや非常勤講師を活用している。

生活環境学部の各学科は、それぞれの教育の目標に合わせて、講義、演習、実験、実習等の授業形態を組み合わせ、バランスよく開講されている。食物栄養学科では、プレゼンテーションの導入や外部専門講師の招聘、生活健康学専攻では、実験・実習の充実に特に力を入れており、生活健康学共通経費の多くを実験・実習の充実に当てている。関連した研究内容のセミナーやシンポジウムを開催し、基礎から最前線の研究にまで触れられる機会を作っている。住環境学科では、講義形式の授業のほか、環境・構造・材料系科目の実験・実習、意匠系科目の設計演習を組み合わせ教育課程を作っている。生活文化学科では、多様な学問分野から成り立っていることから、それぞれの学問の特徴を活かした授業方法がとられている。例えば、フィールド実習、歴史やアートに関連する科目では博物館や美術館見学が行われるほか、授業の中にディベートやゲームを取り込む工夫もなされている。学生の自主性を活かした問題解決型の授業、プレゼンテーションの能力を培う授業も行われている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

また、全学生に配付する全学教育ガイドの冒頭で、特に「単位と卒業要件」の節を置き、単位と授業時間及び自主学習との関係について解説し、自主的な学習の必要性について注意を促している。各学部とも単位制度本来の趣旨に沿って、学生の自主学習と連動させた授業を促進するための措置（レポート・課題提出と採点・添削指導及び講義中での解説等）を行っている。さらに、各学部とも1年間で履修できる履修単位数の上限（文学部は48単位、理学部は44単位、生活環境学部は48単位）を設けている。

文学部では、基礎演習において大学での学びのリテラシーを身に付けさせる試みや、概論科目や特殊研究科目で、できるだけ多く参考文献を紹介することに組織的に取り組んでいる。

理学部・生活環境学部では学生がどの程度自主学習しているかについては、学生による授業アンケートを通じてモニターし、その結果を教員にフィードバックし、さらには、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動の資料にも用いている。

さらに、生活環境学部では、レポート作成・予習等の授業外の課題をシラバスに明記し、単位の実質化に取り組んでいる。生活環境学部住環境学科では、学期初めに学生が各自のアドバイザー教員にセルフポートフォリオを持参して学習相談や学習達成度状況についてチェックを受けている。

しかし、平成24年10月に、学習支援室が、授業時間外学習（準備学習・復習）時間について実施したアンケート集計結果によると、授業時間外学習時間の認識に幅があり、正確な時間数を算出することができないが、概数を単純に平均すると、学部学生は1日約0.8時間となっている。この調査結果を一つの手がかりとして今後の検証の深化により、授業時間外学習の正確な実態把握とその確保が望まれる。

これらのことから、十分な授業時間外学習時間が確保されているとは言えないものの、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教育計画室にてシラバス作成の指針を作成し、標準フォーマットで具体的な内容と書き方について詳細に指定している。学生に対するシラバスの提供方法については、平成22年度に教育計画室で大幅な見直しを行い、大学ウェブサイトですべてを検索閲覧可能とした上で、冊子体については全学の全ての科目の「授業の概要」と「学習・教育目標」を網羅した開講科目概要を全学生に配付することにより、専門科目と教養科目の間、また専門科目間を有機的に連携させた履修を促している。

内容は、授業名、担当教員、科目番号、教室、時間割等の必須データのほか、授業の概要、教育・学習目標、授業計画が簡潔に書かれ、教科書・参考書の紹介と合わせて授業外の学習について履修者への指示が示されているが、15回各回の概要と計画については、指示が不十分で、記述が見られないものも少なからず見られ、改善が望まれる。成績評価については、方法と評価割合がパーセントで示されている。オフィス・アワーや電子メールによる指導についても、専用の欄を設けている。

また、全学生に配付される全学教育ガイドには、シラバスの内容と利用の仕方を掲載し、履修登録等の際に必ず参照するよう呼びかけている。シラバスの内容と実際の授業との比較については、学期末の授業評価アンケートにおいて、履修者によるチェックと評価を受けている。シラバスの利用状況に関する学生アンケートによれば、主として、授業内容の理解や科目選択の際の参考として利用されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

全学的には、高等学校段階での情報教育と大学レベルとのギャップに配慮して、「情報処理入門」のクラスを開設し、大学における勉学の基礎として情報教育に取り組んでいる。さらに、総合情報処理センターの管理の下に「24時間学習システム」を運用し、一部の入門的専門科目についてはウェブサイト上で学習できる環境を整えている。外国語（英語）科目については大学入試センター試験の英語リスニングの結果をクラス編成に反映させ、全国平均を下回る新入生を前期は「実践基礎英語（A）」のクラスに指定し、後期は「実践基礎英語（B）」クラスで履修させている。

理学部では、各学科において、高等学校での教育内容と本来大学で教えるべき専門科目の内容の間にあるギャップを埋めるための科目を開講している。数学科では高校数学とのつながりを考慮して、1年次生向けの入門的オムニバス講義「数学の歩き方」等を開講しており、学生アンケート等でも評価の高い科目となっている。化学科では、1年次に化学の基礎を学べるように、また、高等学校の化学から大学の化学にスムーズに入っていけるように「基礎化学Ⅰ～Ⅳ」を開講している。また、大学の化学を学ぶための基礎的な物理の習得として「化学のための物理Ⅰ、Ⅱ」を開講している。

生活環境学部住環境学科では、受験時に理系科目を履修していない学生にも配慮した「空間計画のための物理環境科学演習Ⅰ、Ⅱ」を開講して、基礎学力の底上げを図っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

文学部・理学部・生活環境学部では、学部ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定している。各学部の学位授与方針は次のようである。

文学部では、社会における諸事象を批判的に眺め、的確に判断する力、歴史・文化・言語・地域について認識を深め、国際社会の中で活躍できる力、豊かな感受性と洞察力を持ち、人間とは何かについて深く考える力を備え、幅広い教養と深い専門性を身に付けた創造的な女性を育成する。定められた教育課程を履修し、所定の単位を取得し、卒業論文を提出し、科目修了試験に合格した学生を、文学部の教育目標に到達したと認め、学士（文学）の学位を授与する。

理学部では、体系的に構築された専門教育と活発な研究活動を通して、以下の資質・能力を培う。高いレベルの基礎科学の知識を身に付け、創造的能力を持つ。実践的な研究活動を通して、広い視野に基づく問題発掘・問題解決能力を有する。科学リテラシーを基礎に、社会に貢献できるコミュニケーション能力を習得している。こうした学生に、学士（理学）の学位を授与する。

生活環境学部では、生活に関わる諸問題を科学的に分析し、生活者の目で見えて社会をリードできる女性専門職業人を養成することを目的として、以下に示す資質や能力を培う。生活者の視点を科学の言葉で正しく表現できる能力を有する。生活診断力や生活改善力に優れた創造的思考力を有する。理論的で説得性のある記述力、討議等でのコミュニケーションスキルを有する。こうした学生に、学士（生活環境学）の学位を授与する。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

全学的成績評価基準は、100点満点の素点に基づき、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）の評価を行っており、「可」以上の成績を修めた者に履修単位を認めている。個別の科目の成績評価の観点も科目ごとに異なるため、成績評価方法及び評価割合をシラバスに明記している。

これらについては、全学教育ガイドに説明され、入学時や新年度時のオリエンテーション、ガイダンスでも、繰り返し学生に周知を図っている。

教員が単独で担当する授業科目に関しては、シラバスに明示されている成績評価方法及び評価割合（試験、レポート、出席、発表等）に従って担当教員が成績評価を行っている。複数教員で担当する科目については、成績評価方法及び評価割合に基づき担当教員全員の協議により成績評価を行っている。

これらのことから成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

定期試験やレポート課題、出席状況等、シラバスに記載された評価項目を総合し100点満点の点数で評価し、厳格性ととも透明性・正確性の確保に努めている。

成績評価等の正確性を担保するための措置として、各学期の初めに成績確認期間を設け、成績評価に関する学生からの質問、相談に応じている。成績表への記入漏れや誤記入等の事務処理のミスをチェックした上で、疑義のある場合は科目担当者に連絡して対応し、最終的に学生の納得が得られたかどうかも確認している。なお、平成24年度の成績不服申立ての件数は、前期確認期間中で合計24件、後期確認期間中で合計46件である。

また、理学部では、定期試験や普段のレポート等は、採点あるいはコメントを付けて学生に返却することで評価の透明性と正確性の確保に努めている。

教育計画室では、受講者50人以上の全科目について成績評価の分布表を作成し、適切な成績評価が実施されているかを教員が自己評価できる体制を整えている。しかし、成績分布には科目により偏りが見られ、成績評価の適切性について、組織としての検討が望まれる。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定基準は、学位授与方針に基づき各学部で策定され、各学部規程において明確に定められている。すなわち、各学部に、卒業要件単位が定められ、「卒業資格を得たものと認定されるためには、次の表に定める各単位を含め124単位以上を修得しなければならない」として、授業科目として基本的な科目区分と対応する必要単位数が明示されている。

また、学生に対しては、CAMPUS LIFE（学生便覧）において規程の周知を図り、全学教育ガイド及び専門教育ガイドにおいて詳述し、年度初めのガイダンスにおいても解説を行っている。

各学部・学科ではこれらに基づいて学生指導を適時行い、基準を満たした学生の成績が学位授与方針に沿っていることを確認した上で卒業認定を行う。卒業認定は、教授会において行われている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

#### <大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院においては、博士前期課程12専攻、博士後期課程4専攻ともに、各専攻及びその下にあるコースごとに、教育課程の編成・実施方針の前提として、それぞれの特徴を持つ教育目標を教育課程の編成・実施方針の名の下に掲げている。

例えば、博士前期課程の言語文化学専攻においては、「言語と文学を中心に、文化現象全般にも注意を払いつつ、学士課程の教育によって得た成果を発展させ、幅広い教養に基づいた高度な専門性を構築することを目標とする。人間の言語文化活動を通時的かつ共時的に、また専門的であると同時に学際的な視点から総合的に探究する。複数教員による指導体制によって、学界を先導する研究者や、高度な専門性を活かして国際社会に貢献する人材を育成することを目指す。」とし、さらに、当該専攻の日本アジア言語文化学コースにおいては、「日本と中国の言語と文学作品を中心に、ひろく東アジアの言語文化を視野におさめた教育研究を進める。個別の対象を深く探求すると同時に、固定観念にとらわれない斬新な視点、領域横

断的な広い視野と多様で柔軟な方法論を重視した指導を行う。」としている。

また、例えば、博士後期課程の複合現象科学専攻において、「自然科学的な基盤に立脚しつつ、自然現象あるいは人間と自然や社会が関わる様々な現象を情報や数理的な方法を用い、複合的な視点から教育研究を行う。特に、基礎科学的視点と応用科学的視点が深く関わる新しいタイプの現象に対して、法則・原理の発見、独創的理論の構築、さらには未知の現象の予測など、新たな技術革新の“芽”を生み出すような基盤的・発展的教育研究を行い、基礎科学的ブレークスルーに貢献できる人材を養成する。」としている。

ほかの専攻においても、同様に、教育目標を掲げている。

その上で、履修案内において、専門群、実践群、キャリア形成群、論文等作成群の4つのカテゴリーを設定し、教育課程を編成するとしている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院は、研究教育の学際化、研究教育の高度化、研究教育の個性化、女性の人材育成と社会への貢献という4つの理念を掲げ、専門性に基づき博士前期課程は12専攻、博士後期課程は4専攻に分かれている。また、授与される学位は、博士前期課程では修士であり、専攻分野に応じ、学術、文学、理学、生活環境学又は家政学の名称を付す。博士後期課程では博士であり、専攻分野に応じ、学術、文学、理学、社会科学、生活環境学又は情報科学の名称を付す。

教育課程は、博士前期課程、博士後期課程とも各専攻における教育課程の編成・実施方針に基づき、専攻の専門性に基づき体系的に編成されている。

開設されている授業科目を専門群、実践群、キャリア形成群、論文等作成群の4つのカテゴリーに分類し、専攻ごとに履修すべき科目群の単位数を定めている。

博士前期課程では高度な専門的能力を養成する専門深化を目的とした専修系と、幅広い視野を備えた多様なタイプの優秀な人材を養成する視野拡大を目的とした複合系の履修系列を設け、専門科目とそのほかの科目についての履修要件を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生のニーズや社会からの要請に対応するために、学術の発展を解説する特別講義等の科目（例えば、認知心理学の最新の理論と研究成果や生体防御科学特論）、英語を用いたコミュニケーション力育成科目、キャリア関係科目、女性先端科学者セミナー及びプロジェクト企画運営科目（例えば、生物資源環境科学）等、多様な授業科目を開設している。

平成16年4月から博士前期課程、博士後期課程ともに、弾力的な修業年限システムとして長期履修制度を導入し、社会人の受入や、長期にわたる病気の場合に対応するなど、女性のライフサイクルを考慮している。また、前期・後期の各セメスター開始時に行うガイダンスについて報告書を提出するよう履修者に義務付け、秋季入学生にも配慮している。

さらに、当該大学及び外国の大学の両大学の学位（修士又は博士）取得を目的とするダブルディグリー制度については、平成23年1月に学内の要項を定めた上で、ゲッチンゲン大学との協定を締結し、現在1

人の学生がこの協定に基づく学修を行っており、さらにハノイ大学ほかへの拡大を検討している。学部・大学院ともに、留学生に対しては個別対応により英語による指導を実施しており、また日本人学生の英語力を高める授業として、博士前期課程では「専門応用英語」及び「科学英語プレゼンテーションⅠ」、博士後期課程では「研究交流英語」及び「海外科学英語実習Ⅰ」を開講している。

また、文部科学省G P等を活用した事業を積極的に行っている。

平成23年度に文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・インターンシップ推進事業」に採択され、ポストドクターと博士後期課程学生を対象に、積極的に女性人材育成の実践を行っている。平成20～24年度に至るインターンシップ関連科目の単位認定状況は、博士前期課程で受講者385人、単位認定者149人、博士後期課程で受講者101人、単位認定者40人である。そのほか、近隣大学の大学院を中心として学生交流協定（単位互換協定）を締結しており、博士前期課程学生で、平成20～24年度に至る間に、京都大学大学院文学研究科等7つの研究科に派遣した学生は106人に達している。

文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに2件、平成17年度及び平成18年度からそれぞれ2年間採択され、博士後期課程を中心に、幅広い人材を育成するための教育が実践されてきたが、平成20年度にそれぞれ継続して文部科学省「大学院教育改革支援プログラム（大学院G P）」の、人社系プログラム「女性の高度な職業能力を開発する実践的教育」（博士後期課程社会生活環境学専攻と博士前期課程住環境学専攻、生活文化学専攻、人間行動科学専攻、国際社会文化学専攻）と理工農系プログラム「理系の実践型女性科学者育成」（博士後期課程複合現象科学専攻と博士前期課程数学専攻、物理科学専攻、情報科学専攻）として採択され、採択期間（平成20～22年度）終了後も大学独自経費で事業を実施し、学生の自主的な研究企画等をサポートし、自立した人材の育成を行っている。これらのプログラムにおいては、当該大学人間文化研究科人社系と理工農系が九州大学大学院生物資源環境科学府と共同して、PBL型授業を実施している。また、月に1度のイングリッシュカフェを実施し、生活環境学系及び文学系分科会の学生に開放している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

博士前期課程では、それぞれの教育目標に応じて、講義、演習、セミナー、実習、修士論文作成等を中心とする研究についてバランスのある組合せ、配置がとられている。博士後期課程では、博士論文作成等を中心とする研究がより大きなウェイトを占める一方、講義、セミナーとのバランスを考慮した配置をとっている。

また、文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブの教育プログラム「生活環境の課題発見・解決型女性研究者養成」や、文部科学省大学院G P「女性の高度な職業能力を開発する実践的教育」及び「理系の実践型女性科学者育成」等の実施に伴い、それらに伴う新たな授業形態も充実させてきた。すなわち、文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ「生活環境の課題発見・解決型女性研究者養成」や文部科学省大学院G P「女性の高度な職業能力を開発する実践的教育」及び「理系の実践型女性科学者育成」の考え方を研究科全体に広げ、博士前期課程及び博士後期課程において授業科目を専門群、実践群、キャリア形成群、論文等作成群に分けて、教育内容に応じた学習指導を行うよう工夫するとともに、少人数の演習型、セミナー型の授業、実験、実習（フィールドワークを含む）等の多様な授業形態が適切に配置され、情報機器も活用した学習指導の工夫が行われている。なお、専攻別の授業科目数中の専門群、実践群、

キャリア形成群、論文等作成群の分布は、博士前期課程で、649科目、51科目、36科目、42科目、博士後期課程で、406科目、5科目、13科目、4科目であり、量的には専門群の比率が非常に高い。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

博士前期課程では、少人数の演習形式やセミナー形式の授業が多く、予習が行われている。このことは博士後期課程においても同様である。

しかし、平成24年10月に、学習支援室が、授業時間外学習（準備学習・復習）時間について、実施したアンケート集計結果によると、授業時間外学習時間の認識に幅があり、正確な時間数を算出することができないが、概数を単純に平均すると、大学院学生は1日約1.2時間となっている。このデータを一つの手がかりとして今後の検証の深化により、授業時間外学習の正確な実態把握とその確保が望まれる。

これらのことから、授業時間外学習時間が十分に確保されているとは言えないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学士課程と同様、博士前期課程・博士後期課程においても、教育計画室作成の共通フォーマットによりシラバスを作成し、大学ウェブサイトで学外にも公開し閲覧できるようにしている。また、シラバスの概要をまとめた開講科目概要を配付し、学生が専門の枠を超えて学習できるよう、配慮を行っている。

学生はシラバスを、主として、履修登録の資料として利用している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、履修登録の資料として利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

博士前期課程の研究指導は複数教員指導体制をとっており、主任指導教員を含む複数の教員が担当している。

研究指導については、毎年度、学期初めに主任指導教員が研究指導計画書を作成し、学生に対し明示し説明するとともに、研究科長へその内容の報告を行っている。

平成 22 年度以降は、教育研究の進捗状況、学生の達成度を複数教員で共有するために報告会等を実施し、適切な計画に基づいた教育研究指導を行っている。

博士後期課程の研究指導も複数教員指導体制をとっており、主任指導教員を含む主副合わせて 3 人以上の教員が担当している。標準修業年限内における円滑な学位取得を促進するために、学位取得のガイドラインと学位取得のプロセスフロー等を記載した博士論文執筆要領を隔年で改訂して学生に配付、周知を図っている。

指導教員は、セメスターごとに研究指導の進捗状況を現況及びガイダンス報告書に記入し、人間文化研究科長に提出することを義務付けられている。

なお、現況報告書に基づき、半年から 1 年の期間内における学位取得の可能性のある学生を「博士候補」として RA に採用し、研究指導を促進している。平成 24 年度からは、休学中の学生も休学明けに RA に応募できるようにしている。

博士前期課程、博士後期課程ともに、平成 18 年度文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択された「先端科学技術の芽を生み出す女性研究者育成」及びその後継プログラムである文部科学省大学院 GP「女性の高度な職業能力を開発する実践的教育」及び「理系の実践型女性科学者育成」の成果を踏まえた教育研究指導が独自経費で継続して行われており、平成 24 年度からは科目群や単位数を見直し、研究科全体に広げて教育研究指導を行っている。また、文部科学省大学院 GP「女性の高度な職業能力を開発する実践的教育」及び「理系の実践型女性科学者育成」実施期間中においては、研究成果発表や研究動向の調査等の目的のために、学生の学会や研究会等への参加を促しており、多数の学生がこのプログラムにより学会や研究会等へ参加し、研究発表を行って研究推進に資している。大学で経費を負担して大学院学生が学会に参加した件数は、平成 20～24 年度にかけて、国内学会については、106 件、93 件、86 件、176 件、141 件となっており、海外学会については、16 件、24 件、18 件、15 件、20 件となっている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

学位授与方針を専攻（コース・講座）ごとに定めている。博士前期課程の学位授与方針のうち、生活健康・衣環境学専攻の衣環境学コースを以下に例示する。

〔生活健康・衣環境学専攻衣環境学コース〕

安全で快適な衣環境を構築できる能力とモバイル装置としての衣服を構想できる能力で社会に貢献できることが課程修了の基準となり、修了要件は次のとおりである。

- ・衣環境学に関連する自然科学分野の高い水準の基礎学力
- ・安全で快適な衣環境の設計や管理を行うための専門知識や技能を有し、持続可能社会に貢献できる能力
- ・コンピュータ支援ファッションデザインやウェアラブルコンピュータなどのフロンティア技術に貢献する能力
- ・衣服の在り方や開発の方向性に関する提言、衣生活に関する様々な問題の提起や解決のための方策を提案し、そのための研究を遂行する能力

以上の能力を身につけて、修士論文を作成し、修士論文発表会で発表し、審査に合格する。

ほかの専攻においても、同様に、学位授与の基本方針を定めているが、一部の専攻については、修了時に身に付けるべき知識・能力等について示されておらず、改善が望まれる。

これらのことから、学位授与方針がおおむね明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学士課程と同様、成績評価基準については、成績評価に関する規程において明確に定め、100点満点の素点に基づき、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）の評価を行い、「可」以上の成績を修めた者に履修単位を認めている。

また、全ての授業科目について授業内容に則した評価基準を大学ウェブサイトのシラバスに明示し、学生による成績の確認期間を設け、明確な成績評価基準に基づく適切な成績評価を実施している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

シラバスの評価項目（「成績評価方法」欄及び「成績評価割合」欄）を総合し100点満点の点数で評価し、厳格性ととも透明性・正確性の確保に努めている。

また、博士前期課程の一部の専攻においては、特別研究について、教員間で学生の成績を公開し意見交換を行うなど、客観性、厳格性を担保する工夫を講じている。

成績評価等の正確性を担保するための措置として、学士課程と同様、各学期の初めに成績確認期間を設け、成績評価に関する学生からの質問、相談に応じている。成績表への記入漏れや誤記入等の事務処理のミスをチェックした上で、疑義のある場合は科目担当者に連絡して対応し、最終的に学生の納得が得られたかどうかを確認している。

しかし、適切な成績分布についての組織的な検討は行われておらず、今後の検討が望まれる。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

学位授与については、学位授与規程により、修士の学位授与手順及び博士の学位授与手順が明確に定められ、学生に周知されている。

博士前期課程においては、修了要件を履修案内において学生に対して解説しており、学位授与規程に定める手続きを経て審査が行われている。審査委員は、通常主査1人、副査2～3人で、論文発表会又は個別の口頭試問等により、審査が行われる。博士前期課程では3分科会（文学系、生活環境学系、理学系）の教授会において資料に基づき最終的に審議が行われる。

博士後期課程においては、学位取得のガイドラインと学位取得のプロセスフロー等を記載した博士論文執筆要領を隔年で改訂し学生に配付、周知を図っている。博士論文の審査については、予備審査を含め学位授与規程に定める一連の手続きに従って行われ、最終的に専攻会議での投票により可否が決定される。必要に応じて外部委員を活用するなどの審査体制が敷かれている。

なお、論文に係る評価基準については、平成 25 年 10 月現在において明文化されていなかったが、平成 25 年 11 月に、学位論文審査基準を策定し、大学ウェブサイトで公開し、学生への周知が図られている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 5 を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 平成 22 年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に「女性の生活様式を考慮したキャリア教育」が、平成 24 年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に当該大学を含めた 16 校の共同プログラム「滋京奈地区を中心とした地域社会の発展を担う人材育成」(当該大学は部会のリーダー校) が採択され、これらのプログラムにより、全学的に体系立ったキャリア教育を推進している。
- 平成 23 年度に文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・インターンシップ推進事業」に採択され、ポストドクターと博士後期課程学生を対象に、積極的に女性人材育成の実践を行っている。
- 平成 20 年度文部科学省大学院 G P に人社系プログラム「女性の高度な職業能力を開発する実践的教育」と、理工農系プログラム「理系の実践型女性科学者育成」が採択され、平成 22 年度にプログラムが終了した後も取組を継続している。

**基準6 学習成果**

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

平成20～24年度における学士課程の標準修業年限内の卒業率は83～96%、標準修業年限×1.5年内の卒業率は、ほぼ90%以上である。また、休学者・退学者の人数も、例えば文学部では、平成20～24年度の在籍者760名前後に対し、休学者が各年度とも20人前後、退学者は平成24年度の10人を除き、4～7人の範囲で推移している。

博士前期課程の標準修業年限内の修了率は84～89%、標準修業年限×1.5年内の修了率は90%以上である。博士後期課程については標準修業年限内の修了率は15～31%、標準修業年限×1.5年内の修了率は約30%と、いずれも全国平均程度である。

学士課程・博士前期課程においては教員免許資格を取る学生は非常に多い。教員免許取得者の実人数とその卒業生数に対する比率は、文学部では平成21年度75人（42.9%）、平成24年度71人（38.6%）、理学部では平成21年度97人（53.6%）、平成24年度86人（45%）、生活環境学部では平成21年度37人（23.1%）、平成24年度34人（21.3%）であり、全学部では平成21年度209人（40.5%）に対し、平成24年度191人（35.7%）という状況である。学部による差異や若干の減少傾向はあるものの、教員免許取得者数の多さとその卒業生数に対する比率の高さには見るべきものがある。

文学部では学生の自主的な学習を促し、その集成として必修とする卒業論文を作成させている。また、コースごとに卒業論文発表会を開催し、下級生にも公開して、成果の蓄積と水準の向上を図っている。

理学部では卒業時に獲得すべき知識や技能を念頭に、各学科で3年次終了時に満たすべき要件に関する内規が定められており、これに従って進級や卒業研究配属が行われている。特に、卒業研究については、必修科目に指定している学科では、学科全体で卒論発表会を実施し、教員全員の合議に基づいて成績評価が行われ、一定の水準を保持するよう努めている。

生活環境学部ではその学問的特性から、講義・実験や設計も含めた演習・実習科目を組み合わせることで教育課程を編成している。卒業研究はその集約的成果を発表する場として位置付けられており、学科・専攻ごとに発表会を行ってその成果を公表している。大学院進学者の多くが、学部の卒業研究の内容を含む研究結果を学会で発表し、評価されていることから、卒業研究のレベルは一定以上に保たれているとみなされる。また、食物栄養学科では、ほぼ全員が卒業時に栄養士及び管理栄養士国家試験受験資格を取得しており、過去4年の管理栄養士国家試験の平均合格率は約94%である。

博士前期課程では、大部分の学生が年限内に修士の学位を取得している。大学では、修士学生の研究への取組、学会発表、論文内容、研究会等への参加をも踏まえつつ、修士論文の質から判断して成果が上がっ

ていると考えている。

大学院学生による学会発表での受賞や国際会議での発表も増加傾向にある。大学ウェブサイトにある「奈良女子大学生の受賞情報」によれば、平成15年3月31日から平成25年5月17日までの間の受賞数は51件である。このうち平成20年以降は78%の40件を占めており、内訳は博士前期課程学生21件、博士後期課程学生8件、学士課程学生11件である。表彰主体は、大部分が日本化学会、日本生態学会、日本油化学会、日本家政学会、錯体化学会、日本ビタミン学会、日本生気象学会、日本生物高分子学会、日本建築学会、日中韓数理生物国際会議（韓国）、中間子の生成・性質及び相互作用に関する国際ワークショップ（ポーランド）、病態生理学国際会議（カナダ）等、国内外の多様な学会であるが、講談社文学賞（第46回メフィスト賞）等、その他の分野をも包含している。

博士後期課程においては、年限内の学位取得は必ずしも十分ではないが、学会発表、研究論文、国際学会参加等、全体としては活発に研究に取り組んでいる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程については、平成22年度より評価企画室において全在生学生に対し、学習の達成度や満足度についてのアンケートを実施している。このアンケートの結果を次のように分析している。

文学部では、入学時の自己評価に比べ、2年次生以降が格段に高くなっており、また、特定の学年を通してみると、年次を追うごとに高まっている。ただし、「数量を扱うスキル」や「新しい職業分野に対応できる能力」等、特定の項目で上昇がわずかにとどまっており、今後の課題である。

理学部では、「コンピュータ等の情報機器を扱うスキル」、「数量を扱うスキル」、「論理的思考力」、「色々な分野での深い知識」、「問題解決力」について、「そう思う」と「ややそう思う」と答えた学生の割合が1年次生と2年次生以上で30ポイント以上の増加が見られ、これらの項目については学習の成果が上がっていると推定される。特に、「色々な分野での深い知識」に関しては最も高い60ポイント以上の増加があることから、いわゆる大学レベルでの教養教育の成果が顕著であると考えられる。「問題解決力」においても平均約40ポイントの増加があることから、教育目標の一つである「問題解決能力の修得」に関して教育効果があると判断される。また、「数量を扱うスキル」について平均約46%とかなりの増加が見られるのは他学部と比較して理学部の教育効果の一つの特徴と言える。これに対して、「英語に関するスキル」、「創造的思考力」、「学生生活を送った」ことによる「リーダーシップ」の獲得、「新しい職業分野に対応できる能力」については、「そう思う」と「ややそう思う」と答えた学生の割合が、1年次生と2年次生以上で20ポイント未満の増加しか認められず、これらの項目では学習成果は高くない。特に、「新しい職業分野に対応できる能力」については1～3ポイント減少している年度（平成22年度入学者）もあり、次代をリードする人材育成という点では、より一層の改善が望まれる。

生活環境学部では、学科ごとにばらつきはあるものの、ほぼ全ての項目で、上の学年になるに従って自己評価が高まっており、学習成果は上がっていると判断できる。ただ、「英語に関するスキル」、「数量を扱うスキル」、「コンピュータ等の情報機器を扱うスキル」等、具体的なスキルの向上については評価が高いが、「論理的思考力」、「問題解決力」、「リーダーシップ」といった一般教育で培うことのできない項目について評価が低く、今後の改善が望まれる。

大学院課程では、全大学院学生と担当教員に対し、教育の成果・効果を検証するため、学業の成果、授業の満足度についてアンケートを実施している。学位論文のための研究遂行、学位論文の執筆に当たっての教員のサポート体制に満足と答えた学生がおおむね80%となっている。

総じて、学士課程の学生に対する学習の達成度についてのアンケートの結果、おおむね達成度が上がったと自己評価している。ただし、リーダーシップの獲得、新しい職業分野に対応出来る能力の獲得については、文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」や文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」を実施するなどして対応しているものの、達成度の評価を改善する方策の検討が望まれる。

上途のアンケートのほかに、平成18年度より卒業時点において、学生満足度調査を実施している。

平成23年度の調査では、卒業時の「総合的な満足度」は、「非常に満足」が31%、「やや満足」が50.6%であり、8割を超える卒業生が満足感を感じている。同じ学生達の入学段階での満足度が「非常に満足」が17.1%、「やや満足」が45.3%であったので、卒業時には満足度が増大していると言える。

「教育内容に関する満足度」では、評価尺度を「非常に満足」を2、「やや満足」を1、「どちらでもない」を0、「やや不満足」を-1、「全く不満足」を-2として平均値を計算した結果、教員についての満足度では1.13、資格関係が0.55、専門教育1.06、教養教育0.82であり、総じて、肯定的な結果が得られている。自由記述で挙げられた満足事項は、少人数教育、専門教育、教員との距離感が近い等である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-1① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

客観的数値に即して検討すれば、平成20～24年度にかけての各学部における進学者と就職者の合計数の卒業生数に対する比率を見ると、文学部では83.1～92.0%、理学部では、91.7～97.9%、生活環境学部では88.9～95.0%となっている。

進学者のほとんどが当該大学を含め多様な大学院に進学しており、特に理学部については、卒業生の半数以上が進学している。

平成24年度修了生の就職先の産業別内訳を見ると、博士前期課程修了生は、社会の広い分野に就職して高度専門職業人として活動し、あるいは博士後期課程に進学している。また、博士後期課程修了生も研究職関係を中心に広い分野に進出して活躍している。

平成23年度に文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・インターンシップ推進事業」に採択されたのは、これまでの取組実績が評価されたもので、博士後期課程修了生あるいは就職先の更なる開発に活用しつつある。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-1② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

大学院人間文化研究科においては、平成22年度に文部科学省大学院GP「女性の高度な職業能力を開発する実践的教育」に関連して、博士前期課程4専攻の修了生589人（平成12～22年度修了、専門的職業39.6%、学校教員（大学・短大を除く）23.4%、専門以外の職業37.0%）に対しアンケートを行い、博士前期課程入学時、在学時、修了後に分けて分析を行い、報告書（平成23年3月）にまとめている。修了後に関するアンケートによれば、仕事における学部卒業生との能力の違いを自覚する者が、専門以外の職業では29.3%にとどまっているのに対して、専門的職業や学校教員ではそれぞれ55.0%、57.1%であり過半数を占めている。また、仕事に必要とされると考えている能力と在学中に身に付けたとする能力との相関も高い。

平成24年度に教育計画室が卒業（修了）生の就職先に対してアンケートを実施し、学習成果について調査を行っている。これは卒業（修了）生の上司に直接回答を求めており、職種により多少の差異が見ら

## 奈良女子大学

れるが、おおむね高く評価されている。すなわち、一般教養・知識、専門知識、語学力等 12 項目のどの能力についても、「どちらかといえば優れている」の 4 評価以上が大勢を占めている。ただし、営業職については、専門知識、語学力、職業観、課題発見力において、「どちらとも言えない」の 3 評価が付与されており、この方面での卒業・修了生の特徴と教育上の課題の所在が示唆されている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 平成 20 年度より平成 25 年 5 月に至る間に学士課程、博士前期課程及び博士後期課程学生が国内外の多様な学会から受賞しており、また、講談社文学賞（第 46 回メフィスト賞）等も受賞している。

**基準7 施設・設備及び学生支援**

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。  
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は77,655㎡、校舎等の施設面積は64,736㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育研究施設として、総合研究棟（文学系N・S棟、理学系A・B・C棟、生環系A・D棟、H棟）、理学部G棟、生活環境学部E棟、大学院E・F棟があり、実験施設としてR・I総合実験室がある。共通施設としては、附属図書館、総合情報処理センター、保健管理センター、コラボレーションセンター、第1・第2体育館、運動場、テニスコート、大学会館、文化系サークル共用施設、弓道場、音楽棟、合宿所等がある。

講義室は、全学共通用として18室（総面積2,336㎡、収容人員2,112人）、学部学生用として16室（総面積891㎡、収容人員1,047人）が設置されており、さらに大学院演習室7室（総面積183㎡、収容人員90人）が置かれている。ほかに、語学教室5室（総面積343㎡、収容人員126人）、情報処理教育用教室4室（総面積345㎡、収容人員154人）がある。

全ての講義室、演習室には冷暖用空調設備、暗幕、スクリーン、ビデオ装置が完備され、80人以上の収容人員の講義室にはマイクが、そのほか必要に応じ、液晶プロジェクタ、書画カメラ、DVD装置が設置され、良好な教育環境を確保している。

施設・設備の整備については施設マネジメントに関する基本方針（平成17年3月17日制定）において、特色ある大学として一層の発展を図るため、総合的かつ中長期的な視点に基づいて大学における教育研究活動を支える施設の基盤整備、安全衛生面あるいは環境保護への配慮等が謳われ、ユニバーサルデザイン導入計画（平成17年3月17日制定）においては誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方が、建物の整備、交通（動線）計画、標識の整備、屋外環境・外装デザインに即して提示されている。平成24年度には、中長期的な施設整備方針としてキャンパスマスタープランを策定したほか、学術研究水準の維持・向上に不可欠な教育、研究に供する施設の整備に関して、キャンパスマスタープラン及び全学的な見地から具体的な方策を検討するため、学長を室長とする施設整備計画室を設置している。なお、キャンパスマスタープランは、PDCAサイクルに基づき、継続的に補訂される。

施設の耐震化については、平成13年度策定の長期計画書でI S値（構造耐震指標）0.4未満の建物について改修計画を策定し、平成21年度までにこれらの建物全てについて耐震改修を完了し、加えて平成24年度には講堂客席天井非構造体の補強が実施されている。

バリアフリー化についてはユニバーサルデザイン導入計画に基づき、総合研究棟の耐震補強に併せ実施している。また、未実施の箇所について整備計画を策定し（大学会館、附属図書館のエレベータ設置）、国立大学法人としての設置者である国（文部科学省）に対し施設整備費補助金の要求を行っている。キャンパス内の点字ブロックの設置領域に偏りがあり、調査による現状の正確な確認と改善が望まれる。

安全・防犯面の配慮については、平成 18 年度から段階的に入退館管理システムを各建物の出入口に導入し、守衛室において時間外の入館の監視を行っている。また、門に設置した監視カメラによる監視も行っている。

防災関係については、平成 20 年に中央防災監視盤を守衛室に設置し、学内各棟に設置した火災警報装置の一元管理を行い、災害発生の際には、遠隔で災害情報の収集を行うことができるよう整備を行っている。

このほか、教育研究活動支援、利便性の向上のため、平成 18 年度から年次的に総合研究棟の耐震補強に併せ機能改善の工事を実施している。特に女子学生の満足度向上、若手女性研究者の就学支援のため、着替え室やおむつ替えスペース等の子育て支援のための設備を備えたフィッティングルーム及びパウダールームの整備を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

平成 23 年度に現行の学術情報ネットワークである S I N E T 4 に接続変更して、1 Gbps から 10 Gbps への増速を図った。これにあわせて学内の支線部分も順次増速を図り、教育研究での利用に供している。

教員・学生用合わせて 150 台のパソコンを備えた情報処理教育室（4 室）では、情報処理基礎教育のほか、CADをはじめとするソフトウェアを利用した専門教育科目にも利用されている。

学生が自由にパソコンを利用できるよう、総合情報処理センターのほか、附属図書館・大学会館に設置されており、多くの学生に利用されている。平成 24 年度は、総合情報処理センターだけで、月平均 1,832 人の延べ利用者がある。また、有線・無線で接続できるスポットも準備しており、持参したパソコンをネットワークに接続できるサービスも行っている。平成 24 年度には全学共通の各教室に無線 LAN の設備を整え、授業時のネットワーク接続環境を改善している。

学内外からの情報漏洩に対処するために、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティポリシー、同実施基準、手順を制定している。また、情報セキュリティセミナーを開催するなどして、教職員の情報セキュリティへの関心を高めている。

学生に対しインターネット利用のための ID を発行する際、必ずセンター職員から 20 分程度の利用説明（ガイダンス）を行い、「総合情報処理センター管理パソコンの利用について」、「ネットワーク利用者の心得」を配付し、基本操作について説明するとともにネットワーク利用のモラルとマナーについて注意喚起を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は閲覧室、書庫・レファレンスサービスを行うサービスカウンター、検索コーナー、視聴覚

室、ラーニング・コモンズ等、教育研究活動に資する設備を整備している。

附属図書館では附属図書館蔵書構築方針に基づき、大学における教育・学習・研究に関わる図書等を収集・整備している。平成 25 年 3 月 31 日現在、総蔵書数 551,089 冊（和書 397,323 冊、洋書 153,766 冊）を所蔵し、そのうち約 26 万冊を館内に保管して利用者に提供している。雑誌は 13,424 タイトル（電子ジャーナルを除く）、電子ジャーナルは 6,115 タイトル（有料契約のみ）を整備している。データベースについては、基本的な学術文献データベースである Sciverse Scopus のほか、日本の百科事典、辞書等を収録した JapanKnowledge、新聞記事データベースである聞蔵Ⅱ、日経 B P 等を提供している。また、視聴覚資料については、語学教材や DVD を中心に 9,641 点を整備している。

開館時間については、授業期間中は月曜日から金曜日まで 9 時から 21 時、休業期間中は 9 時から 17 時までとなっており、土曜日は 10 時から 17 時、日曜日は 13 時から 17 時までとなっている。

学生用図書については、各教員からの推薦を受けて整備するほか、平成 19 年度からはシラバスに掲載された図書の収集を行い、図書館員による選書、学生からのリクエストによる購入も行っている。加えて学生のニーズに積極的に応えるため、平成 22 年度からは大型書店で学生による店頭選書（学生選書ツアー）を実施しており、好評を得ている。また、図書を利用者に分かりやすく展示するコーナーとして、平成 22 年度に 1 階閲覧室内に展示コーナー、1 階書庫入口に教員著作コーナーを設置している。さらに、利用者の多様な図書への要求に対応して、寄贈された図書を自由に貸し出すリサイクル文庫を、平成 22 年度に 2 階ホールに設置している。学生の中には、必要とする専門図書が不足しているため、自治体の図書の相互貸借や直接の閲覧等に依拠している状況もあり、現状の確認・点検が望まれる。

利用者への案内、利用者教育としては、春秋の新生ガイダンス、留学生ガイダンスをはじめ、「図書館えらべるセミナー」、「文献の探し方」、「卒論・修論向けセミナー」等を実施している。

こうした取組の結果、年度ごとの附属図書館への入館者数は、ほぼ一定の水準で推移し、平成 20～24 年度の学内者の入館数は毎年度 11～12 万人台である。学生への貸出冊数は増えており、平成 24 年度は平成 20 年度の 1.4 倍となっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

平成 24 年 9 月に実施した学習支援室アンケートにおいて、自主的学習について実施した調査では、学部学生が自主学習を行った場所として自宅以外に附属図書館を挙げるものが多く、特に学部 1 年次生は授業時間外の 28%、2 年次生は 25%、3 年次生は 22% となっており、附属図書館の環境整備は自主的学習環境の整備に不可欠であると見なされる。

附属図書館では、2 階の第二閲覧室に約 120 席が備えられ、学生の自習等に活用されている。また、閲覧室内にはマルチメディアコーナーが設けられ、学生用端末 30 台が配置されている。このほか、自主学習を支援する場として様々な施設が整備されている。平成 22 年度からは図書館 1 階にあった館長室、会議室を改修してラーニング・コモンズ、グループ学習室として整備し、提供を始めている。ラーニング・コモンズにはパソコンを配置した座席を 24 席配置し、カラープリンタ 1 台とプロジェクタを設置して、学生のインターネット等を利用した学習やグループでのディスカッションが可能な環境を整備している。また、学生アシスタントを配置し、学生からの質問への回答や機器の利用補助を担当させている。グループ学習室は、座席 20 席、スクリーン、プロジェクタ、プリンタを設置している。また、ラーニング・コモンズ、グループ学習室等で利用可能な貸出用パソコン 20 台を準備し、学生のニーズに答えている。附属図書館の

ラーニング・コモンズは昼の時間帯を中心に常時利用されており、利用者アンケートでも、「主に利用する施設」の項目で、閲覧室、書庫に次いで3番目に高い数値を示しており、学生が広く利用していることがわかる。また、グループ学習室は授業、セミナー等で活用されており、平成22年度の利用は136回、平成23年度は172回と、順調に利用が伸びている。

附属図書館では館内の施設について利用者アンケートを行い、学生のニーズを把握し、対応について利用者に報告を行っている。

このほか、総合情報処理センター及び大学会館娯楽室にも46台のパソコンが設置され、情報ネットワークが利用可能な環境が整備されている。総合情報処理センター内ではポイント制の出力サービスを提供し、また、図書館では用紙持参で利用できるプリンタを設置して、学生の課題や論文作成時の便宜を図っている。

先述の学習支援室アンケートにおける学生対象の調査では、学部4年次生及び大学院学生の自主的学習環境として、各学科・専攻の図書室や学生控室が重要であることが伺える。

各学部・研究科においても学部学生控室・大学院学生控室等を用意し、また、学科・専攻の図書室や計算機実習室を学生に開放するなどして、学生の自主的学習の環境を整備している。また、学生の自主ゼミを支援するなどの取組を行っている。併せて「24時間学習システム」を導入し、学生の自主的学習を支援する開講科目も設けている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生については、入学式当日の午後、学習と学生生活全般にわたり、オリエンテーションが行われる。翌日は午前中から学部別ガイダンスが開催されている。

キャリア教育関係では、教育実習や博物館実習、介護等体験のような学外での実習、実践について、それぞれ複数回のガイダンスが実施されている。

各学部でも、入学式の翌日に、授業科目や専門、専攻・講座選択のためのガイダンスが実施され、さらに年度内に1回開催されている。ガイダンスは、各年次担当教員、卒業研究担当教員、教務委員等によって新入生、在学生、社会人、留学生、さらに3年次編入学生に対応して行われている。附属図書館においても4月後半に、6日間をかけ、図書館内で、1日3回ずつガイダンスが行われている。

生活環境学部の食物栄養学科、住環境学科及び生活健康・衣環境学科の生活健康学専攻では、入学直後に宿泊型オリエンテーションを実施している。また、文学部の人文社会学科・地域環境学コース、言語文化学科の日本アジア言語文化学コース及びヨーロッパ・アメリカ言語文化学コース等においては、在学生に対して宿泊型研修を実施している。

博士前期・後期課程でも、全ての専攻で新入生及び在学生に対するガイダンスを年度初め（年2回）に実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学務課窓口において学務係及び各学部担当係及び大学院係が履修相談を随時受け付けるほか、担当教員も、オフィス・アワーや電子メールを活用して、学生からの質問・相談に応じている。特に学生の将来設

計にも関わる資格取得のための教育課程のうち、教員免許については、学務課が課内各係と連携して「教職履修相談日」を設け、より詳細な相談に応じている。また、学芸員資格に関しては、担当教員及び学務係において年度当初に資格取得希望者を対象とするガイダンスを実施している。

さらに、平成 23 年度に正課の内外における学生の能動的な学習に配慮した学習指導を推進することを目的として、教育・学生支援統括室の下に、各学部・人間文化研究科の教務委員長格教員、附属図書館、総合情報処理センター、国際交流センター等、学生が関わる部局の教員及び学務課職員によって構成される学習支援室が設置されている。学習支援室では、学生及び教職員を対象とする、学習支援に関するニーズ把握のための学習支援室アンケートを実施し、分析を行っている。これを受け、平成 24 年度から新入生を対象とした上級生による新入生履修支援ポータルガイドを実施している。また、アンケートの分析結果は、教育・学生支援統括室及び、管下の教育計画室、学生生活支援室、就職支援室、障害学生支援室の構成員にも情報共有がなされている。

学習支援を必要とする場合は、直接授業に関連する質問や指導にとどまらず、学生の身体・精神等の健康問題とも結び付いていることも多い。学生が所属する学部・学科等の教務担当教員のみならず、クラス担任及び学生相談室や保健管理センターとも連携し、支援を進めている。これらの相談については、各機関に守秘義務が課せられているため、学習支援室やクラス担任等と直接に情報共有を行うことが困難である。そのため、教育・学生担当副学長の下に学生支援連絡会議を設置し、学生相談室、保健管理センター、学習支援室の間で、問題のある案件ごとに随時協議した上で、必要な部署に対応を依頼することとしている。

個別の支援策として、博士前期課程・後期課程に在籍する学生のうち、有職者あるいは育児や介護等を行う社会人学生に対する修学支援として、長期履修制度を導入している。また、文学部では新たな試みとして平成 24 年度から編入生チューター制度を導入し、3 年次編入学生への支援体制を整えている。

留学生に対する学習支援として、正課の日本語教育・日本事情教育、課外教育について、年間延べ 76 人（平成 24 年度）のチューターを配置し、併せて学習相談のための相談窓口の開設、私費留学生のための民間奨学金推薦基準の策定、留学生のための図書館ガイダンス等を実施している。加えて、平成 22 年度からキャリアデザイン・ゼミナールに日本語教育科目を開設し、留学生のより具体的なニーズに答えている。

障害を有する学生の学習支援として、障害学生支援室を設置し、ノートテイカーの配置やテーブル起こし等の活動を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動支援として、新入生歓迎行事への経費援助、生活環境学部が実施する研修への経費援助を行っている。また、公認サークルとしては体育系 20 団体、文化系 19 団体、音楽系 9 団体があり、これらに対し、近畿地区国立大学体育大会参加学生の交通費の援助及び各サークルの購入希望物品の援助（3 万円以内）等を実施している。

また、サークルで使用する用具等の更新・整備も必要に応じて行っており、平成 24 年度においては天体望遠鏡、音楽系サークルの楽器数点及びプレハブ倉庫等の購入を行っている。

このほか、学園祭開催に要する経費・物品援助、体育会系サークルのリーダーシップセミナーへの経費

援助を実施しているほか、それぞれの学生実行委員へのアドバイス等を行っている。

平成 16 年度からは毎年 2 月に、課外活動等において優秀な成績を修めた学生及び学生団体に対し、学長による学生表彰を実施している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生生活を支援するための組織として、生活全般を支援するための学生生活支援室、障害を有する学生を支援するための障害学生支援室、就職活動を支援するための就職支援室を設置している。

平成 22 年度には学生生活支援室及び就職支援室が共同で学生の生活・就職に関する意識調査を行い、結果を取りまとめ、分析・検討を行っている。また、学生支援室では、これらの分析結果を基に、重要な課題及び支援分野・対象等を絞り込んだ上で、①大学院博士前期課程学生に対する経済支援の強化策の検討、②学生の大学運営への参加等を具体的プランとして定めている。①については、博士前期課程学生に対する生活状況の実態及び要望に関する調査の実施を同室で決定し、平成 25 年 4 月の実施に向け調査票を作成している。

この取組のほか、具体的な生活支援についての学生からの要望は、学生生活課の窓口で随時受け付けている。また、学生自治会と随時に話し合いの場を持ち、学生や各サークルの要望の把握を行っている。

健康相談は保健管理センターが担当しており、心身の健康相談を実施している。同センターは専任の内科医師 1 人、保健師 1 人及び看護師 1 人が勤務し、平日の 9 時から 17 時に利用できる。

あわせて、メンタル・ヘルスを含めた学生の健康管理支援体制の充実に向け、教育・学生担当の副学長を中心とした学生支援連絡会議を設置し、学内の各相談窓口における現状を報告して意見交換を行い、各セクションにおける課題等を含めて情報共有を図っている。各相談窓口については、大学ウェブサイト等を通じて学生に周知を図っている。

学生相談室においては、学業や進路、対人関係の悩み、心身の不調等、学生が抱える様々な問題の相談を受けている。相談者は増加傾向にあり、平成 20 年度には延べ 498 人であったが、平成 24 年度には、延べ 695 人となっている。大学ウェブサイトへの掲載やリーフレットの配付により、利用方法や開室時間等の案内・周知を図っている。また、カウンセラー 2 人及びインテーカー 2 人のほかに、学生生活支援室員の各学部教員 1 人ずつを相談員として置き、学生相談室長には同支援室長が就くなど、学生の個人情報の保護に留意しつつ、同支援室とも問題が共有される仕組みとなっている。

キャリア・アドバイザーを配置し、就職に関する相談を中心とする進路相談を行っている。平成 23 年度からはキャリア・アドバイザーを 1 人から 2 人に増員し、相談窓口の開設日についても、週 2 日から週 5 日に開設日数を増やし、平日はいつでも相談に対応できる体制とした。その結果、平成 22 年度には延べ 203 件だった相談件数が、平成 24 年度には延べ 1,059 件と 5 倍になっている。相談内容が進路相談だけで完結できないものについては、学生相談室や保健管理センターへ紹介するなど、各関係部局とも連携を取りながら相談対応に当たっている。

このほか、ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等）については、相談員制度を設け、対応に当たっている。年度初めのガイダンス時にハラスメント等防止のためのパンフレットを配付するとともに、大学ウェブサイト上でも相談窓口についても周知を図っている。

特別な支援を必要とする学生への支援として、留学生に対しては、大学生活が円滑に進むよう、学生をチューターとして配置する体制を整備している。チューターは留学生の増加とともに増え、平成19年度には延べ55人であったものが、平成24年度には延べ76人となっている。また、年2回チューター制度を検証するための報告会を開催した際に、チューターから留学生の要望等の報告を受け、留学生の具体的なニーズの把握に努めている。なお、当該大学の平成24年度の留学生数は、文学部30人、理学部9人、生活環境学部26人、博士前期課程46人、博士後期課程32人、合計143人である。

ボランティアによる留学生支援を促進するため国際交流ボランティア制度を設けており、平成24年度においては15人の登録者が各種事業で支援を行っている。

また、障害学生支援室では、入学試験実施時に障害を有する学生の状況を把握し、本人に確認の上、必要に応じた支援を行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生に対する主な経済的支援として、各種奨学金及び学費免除制度があり、また、学部学生及び外国人留学生を対象とした学生寄宿舎（寄宿寮及び国際学生宿舎）が設置されている。

各種奨学金制度のうち、大きなウェイトを占める日本学生支援機構奨学金制度についての近年の状況では、申請者数の増減はあるものの、採用率は平成20～24年度に至るまでの5年間で、84.0%、92.3%、87.9%、98.9%、97.9%と推移しており、高水準を維持している。

独自の奨学金制度として、従来の廣岡奨学金及び広部奨学金に加えて、大学の正規学生で当該大学の子育て支援Webシステム「ならっこネット」を利用している学生を対象とする育児奨学金制度を平成24年度から導入している。

学費免除等制度、特に在学期間中の学費として負担割合の大きい授業料の免除制度については、国立大学法人化後、国から一定の割合で予算措置がされているが、長期的には縮小される方向であり、学内において検討を繰り返し、限られた予算内においてできるだけ多くの者が免除を受けられるように制度を見直して、平成18年度から実施している。

学生寄宿舎は、修学効果を高めると同時に経済的負担を軽減する厚生施設として大学に隣接して設置され、平成15年10月に改修、全室プライバシーが確保された個室になっており、随時100%に近い利用率になっている。

これらの経済的支援に関する募集時期や対象者等の制度概要については、在学生に対して分かりやすく情報提供できるような一覧表を掲示し、併せて募集時期ごとにその都度掲示を行うとともに、CAMPUS LIFE（学生便覧）等の印刷物においても広く周知徹底を図っている。また、新入生に対しても同様に配付される印刷物等において情報の案内をしている。

外国人留学生に対する経済的支援として、独自の奨学金給付制度である奈良女子大学国際交流基金外国人留学生奨学金を設けており、平成24年度では9人に月単位で支給している。また、外国人留学生を対象とした宿舎（国際交流会館44室及び国際学生宿舎32室）を設置し、平成25年度においては国際交流会館で36人、国際学生宿舎に31人が入居している。

海外の大学へ留学を希望する学生への留学援助の事業として、独自の奨学金給付制度である奈良女子大学国際交流基金派遣留学奨学金を設けており、平成24年度には10人に支給している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

**基準 8 教育の内部質保証システム**

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 8 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育活動の実態を示すデータとして、学生の試験答案、レポート、卒業論文、修士論文、博士論文は担当教員、指導教員が収集、蓄積し、成績に関しては、学務課が管理し、蓄積している。

教育の質の改善・向上を図るための全学の体制として、教育・学生担当副学長を室長とする教育計画室を設置し、学部・大学院における教育の基本方針や、中期目標・中期計画、年度計画の策定と実施体制の検討等を行っている。平成 19 年度には、教育の質的向上を図るため授業内容・方法等を改善する取組を組織的に推進することを目的として、教育計画室の一部会であったFD部会を格上げし、FD推進室を設置している。平成 24 年度には、FD活動の基本方針 10 項目を策定し、その一つとして、全学共通科目を対象に、学生による授業評価アンケートの実施と集計・分析、教員による授業見学を行い、全学及び各学部・研究科におけるFD研修会等を実施し、一連のFD活動と連携して授業改善を推進するシステムを確立している。

全学では、評価企画室が主導して自己点検・評価を行っており、平成 24 年度に全学の自己点検・評価を行い、その中で教育関係の自己点検・評価を教育計画室、FD推進室、学習支援室等と協力して実施している。

各学部・研究科においても授業評価アンケートを実施し、それぞれの部局に設置されたFDを担当する組織において検証を行っている。また、部局ごとに自己点検・評価を実施しており、平成 23 年度には理学部が、平成 24 年度には文学部・生活環境学部・人間文化研究科が自己点検・評価を行っている。また、理学部では平成 24 年 6 月に物理科学科・化学科、7 月に数学科・生物科学科・情報科学科の外部評価を行い、生活環境学部では平成 25 年 3 月に外部評価を行っている。生活環境学部住環境学科では、J A B E E 認定を受けており、教育活動の実態を示す資料・データを保管し、自己点検・評価を行っている。

大学院では文部科学省大学院 G P 「女性の高度な職業能力を開発する実践的教育」において実施された平成 20～22 年度の取組状況を年度ごとに点検・評価し、報告書としてまとめている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

FD推進室では全学共通科目を受講する学生・担当する教員に対してアンケートを行い、その結果を集

計・分析し、フィードバックしている。当該アンケートにおいては、アンケートの実施、まとめ、分析、報告、大学ウェブサイトへの掲載、授業見学及び研修会実施という一連の段階的ステップが確立している。全学共通科目に関する学生アンケート結果はFD活動報告書に記載し、附属図書館に配置して学生が閲覧できるようにしている。また、大学ウェブサイトの学内専用ページにおいて、授業評価アンケートの結果と教員のコメントを公開している。このほか、各学部で実施する授業評価アンケートについても、報告書が作成され、学部学科ウェブサイト（学内専用）への掲載をはじめ、様々な方法で学生に開示している。

また、FD推進室から、平成21年11月に教育・学生支援担当副学長に対して、教育の質の改善・向上のため、環境整備の提言が行われている。平成23年度には新任教員の研修の必要性についても提言が行われ、平成24年度より実施されている。

各学部においてもFD活動を担当する組織が設置され、専門教育科目について学生を対象にアンケートを実施し、意見を聴取するとともに、分析・フィードバックを行っている。これらの結果を含めて、各学部において自己点検・評価が実施されている。特に、生活環境学部住環境学科は、教員自身の授業をビデオ撮影して行う授業の自己評価等を通して教育の継続的改善を行っている。

大学院において、平成19年10月、平成20年10月及び平成21年2月に大学院学生による授業アンケートを実施している。また、研究科FD研修会を実施し、それらのアンケートを参考に議論し、外部からの進学者に配慮したガイダンスの実施等の改善に努めている。また、アンケート結果を博士前期課程においては各分科会長に、博士後期課程においては各専攻長に報告し、改善を依頼し、改善が行われた場合は改善報告書の提出を求めるなどの取組を行っている。

人間文化研究科FD委員会は、平成23年1月及び平成24年1月に大学院学生及び大学院担当教員に対し、授業、研究指導、教育環境、支援体制等についてのアンケートを実施している。その結果、学術データベースや電子ジャーナル等の教育研究支援のための電子情報が脆弱であり、教育研究に支障が生じているとの意見が大学院学生及び教員の双方から寄せられたため、教育研究評議会に提案の上、大学院担当教員に対し、附属図書館に導入すべき電子情報に関する調査を実施し、Scopus や JSTOR Arts & Science I Collection 等の電子データベース、Nature 誌及び Science 誌の電子版導入を図るなどの改善に活かしている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成18年度に実施した卒業生の就職先企業へのアンケートでは、卒業生の優れた点として、論理的思考力や一般教養を上げる企業が多かったが、リーダーシップには疑問を呈する声もあった。このため、平成19年度に各学部及び大学院において学部・研究科等の目的を定めるに当たり、リーダーシップの涵養を念頭に置いた目的を設定している。平成24年10月には卒業生・修了生の上司に直接聞き取り調査を実施しており、就職先企業への意見聴取を行う取組は継続実施している。

卒業生に対する満足度のアンケート結果を踏まえ、平成20～21年度には事務職員に対する接遇研修等を実施し、窓口業務の質の向上を図っている。以後、同調査における窓口対応の満足度は改善されている。

各部局においても取組を行っており、理学部では平成24年6月及び7月には前年度に実施した自己点検・評価報告内容を基に学外の学識者を委員に招聘し、外部評価を実施している。また、生活環境学部においても平成25年3月に外部評価を実施している。住環境学科は、学外者からなる外部評価委員会や非常勤講師懇談会の定期的開催、卒業生、卒業生就職先の上司を対象とした教育評価アンケート等を実施して

いる。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

学生による授業評価アンケート、教員による全学共通科目の授業見学及びFD講演会・FD研修会を3本柱として、教員各自が講義内容の改善、教授技術の継続的な向上を図り、その改善点を次年度のシラバスに反映させ、実行するというのがFD活動の大きな流れである。

教員による全学共通科目の授業見学の後に授業見学した教員からは、今後の自分の授業改善の参考になったという意見が多々寄せられている。また、学生による授業評価結果及びその結果を受けての教員コメントを、毎年『FD活動実施報告書』に掲載することにより、教員の教育（授業）への取組に対する意識をより一層高めている。

FD講演会・FD研修会はFD推進室と各学部のFD委員会が連携しながら開催し、全学教育から大学院教育までのテーマをカバーしている。平成20～24年度の5年間に、全学及び各学部レベルのFD講演会・研修会が合計30回開かれ、学内の多数の教員及びハーバード大学を含む、10人の外部講師の参加を得ている。

例えば、文学部では平成22年7月に開催したFD研修会を経て、初年次教育において各クラスの授業内容を適切な水準で標準化することに取り組んでいる。

また、理学部では平成24年12月に開催したFD研修会において、これまで各学科で行ってきた授業評価アンケートの内容を各学科のFD委員が紹介し、それを基に今後の教育の改善方法等について教員間で議論している。

生活環境学部では、専門科目アンケート、3年次生アンケート、卒業時アンケートの3つのアンケートを実施し、学科・専攻で分析を行った上で、さらにFD討論会で報告し、相互検討している。学科独自の取組として、生活環境学部住環境学科はJABEE認定を受けており、教育の質の向上のための取組として、教員の授業風景をビデオに録画し、ビデオによる自己診断を実施するなどしている。

大学院ではFD研修会・学生への教育課程に対するアンケートの内容等を参考に、教員等の研修、資質向上の取組として、新任の助教に対する新任教員研修会を開催している。とりわけ、平成22年度文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者養成システム改革加速」に採択された「伝統と改革が創る次世代女性研究者養成拠点」により採用した助教については、特別研究経費の支給やメンター制度による種々のアドバイス等を行い大学院における研究教育の立ち上げを支援している。

当該大学のFD活動は、以上に見たように、全学FD推進室の下にある授業評価部会、FD研修企画部会の二つの部会により、各学部、研究科及びその他関係部局との連携の下に推進されて、教員も積極的に研修等に参加している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

TA・RAについては、必要に応じて専攻ごとに教員が指導し、研修会等を開催している。また、TA

## 奈良女子大学

に従事した学生から、TA実施報告書を提出させ、教員及び学生にフィードバックするなど資質向上の取組を進めている。大学はこの実施報告書の内容を集計・分析し、各年度の前期・後期ごとに、「ティーチング・アシスタント実施報告書 集計・分析表」を作成し、TAの自己評価・制度改善の提案の結果を確認・共有している。

このほか、留学生のために配置している日本人学生のチューターを対象に、ガイダンス及び実施後の報告会を行っており、制度内容の充実に努めている。

また、平成 24 年 9 月には、当該大学の教育理念や取組の現状を把握し、教育活動の質の向上を図るため、新任の教員及び事務職員を対象に新任教職員研修が開催されている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 当該大学のFD活動は、全学FD推進室の下にある授業評価部会、FD研修企画部会の二つの部会により、各学部、人間文化研究科及びその他関係部局との緊密な連携の下に推進されており、全学及び各学部レベルのFD講演会・研修会が開催され、学内の多数の教員の参加を得ており、当該大学の教育課程や授業内容の改善に大きな役割を果たしている。

**基準 9 財務基盤及び管理運営**

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 9 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 24 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 32,507,790 千円、流動資産 1,696,749 千円であり、資産合計 34,204,539 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 3,301,353 千円、流動負債 1,879,307 千円であり、負債合計 5,180,661 千円である。これらの負債は長期及び短期のリース債務 248,308 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 20 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託事業収入に減少がみられるものの外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定されている。中期計画は部局長会議、教育研究評議会、経営協議会及び役員会で審議、承認されている。また予算は役員会で策定された予算編成方針に基づき、教育研究評議会、経営協議会及び役員会で審議、承認されている。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 24 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 5,580,511 千円、経常収益 5,605,435 千円、経常利益 24,923 千円、当期総利益は 24,917 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 214,718 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、学内予算編成方針が役員会で策定され、1 基本的な考え方、2 収入予算、3 支出予算、4 重点施策経費 が示されている。特に学生教育経費等については、積算分と査定分を組み合わせた予算化に配慮している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープランを策定して計画的に進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、経営協議会及び役員会の承認を経て文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長が職員の中から任命する内部監査担当者により内部監査規程に基づき実施している。

また、監事、会計監査人、内部監査担当者が連携して監査を行う体制が整備されており、適正に実施されている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営のため、学長、理事・副学長 3 人（研究・情報担当、企画・広報担当、教育・学生担当）及び理事・事務局長（総務・財務担当）の役員で執行部を形成している。また、非常勤監事 2 人を配置している。さらに、学長補佐 3 人（国際交流担当、環境安全担当、社会連携担当）を任命している。

国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置し、大学運営に関わる重要事

項を審議している。

事務組織は、事務局に、総務・企画課、国際課、研究協力課、財務課、施設・企画課、学務課、学生生活課、入試課及び学術情報課の9課を置き、各課の名称に沿った業務分担の下、課長9人、課長補佐及び専門員6人、係長及び専門職員35人、主任及び係員等38人、合計88人を配置している。

以上のように、管理運営のための組織は業務分掌を明確にした上で適切な規模で編成されている。

危機管理については、危機管理に関する要項により対応を定めている。危機管理の対象は、①教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題、②学生、職員及び近隣住民等の安全に関わる重大な問題、③施設管理上の重大な問題、④社会的影響の大きな問題、⑤大学に対する社会的信頼を損なう問題、⑥これらに相当する事象であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる問題である。

また、災害時の対応については防災規則及び災害・事故対策要領により詳細を定めている。災害に備えて自衛消防隊を組織しており、防災知識向上のため、防災訓練を行うほか、自衛消防隊班長及び隊員数名に継続的に自衛消防業務講習を受講させている。あわせて危機管理マニュアルを大学ウェブサイト上で公開し、広く教職員・学生への周知を図っている。また、東日本大震災を受け、災害時の学生の安否確認を速やかに行うため、平成23年度に情報提供メール配信システムを立ち上げ、稼働している。

平成24年度からは、発生が予想されている東南海・南海地震、首都直下地震が発生した場合の情報システム災害対策の一環として、お茶の水女子大学との間で大学間相互電子情報バックアップ体制の構築を検討し、対象とする電子情報の確認作業を進めている。

なお、上記の危機管理とは別に、教育研究活動における安全な教育環境並びに研究環境を達成し、教育研究基盤の向上を図るとともに、各種安全教育並びに啓発活動を効率的、総合的に実施することを目的として、平成23年2月に環境安全管理センターが設置されている。同センターは化学物質管理部門、放射線管理部門及びバイオハザード管理部門の3部門からなり、主に実験系の環境安全管理に係る企画・立案、点検・調査、指導・助言、啓発・教育等を中心とした業務を行っている。

生命倫理については研究倫理審査委員会規則組換えDNA実験安全管理規程等を定め、それぞれ委員会を組織し対応に当たっている。また、疫学倫理審査委員会及び動物実験委員会については、法令に則り、審議内容の要旨を大学ウェブサイト上で公表している。

研究上の不正行為防止のため、研究上の不正行為の防止等に関する規程を設け、対応に当たっている。また、研究費の不正使用防止については、平成19年2月15日付け文部科学省科学技術・学術政策局長通知による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨及び内容を踏まえ、公的研究費を適正に管理運営し、不正防止等を徹底するため、「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年3月28日付け）」を定めている。また、平成21年9月9日には、その実効性を高めるため、ガイドライン第6項に基づき、不正防止計画を策定している。ガイドラインにより、最高管理責任者(学長)の直属として検収センターを設置し、日々の会計執行に関する物品の発注・納品管理等により不正防止等の内部牽制を行っている。

また、平成24年8月からは検収センター窓口を新たに学内に設け、検収一すなわち納入品が発注通りかどうかを検査して受け取る体制の更なる強化を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教員の意見は、各学部教授会、各種委員会等で把握し、部局長会議、教育研究評議会での議論を通じて大学の管理運営に反映している。また、事務職員のニーズは、事務協議会等を通じて把握し、管理運営に反映している。

当該大学が平成 26 年度に予定している研究教育組織の改革についての教職員の意見の反映状況は、以下のとおりである。

中期目標の「Ⅱ業務運営の改善及び効率化に関する目標」の中で「全学的な見地から教育研究組織について見直しを行う」ことを掲げており、学長のリーダーシップの下、様々な角度から検討を行っている。平成 23 年 6 月 1 日には全教職員を集めて学長・理事・3 学部長等による改組の素案についての説明会があり、直接意見を聴取している。その後、部局を通じて学長宛に意見の提出があった。また、平成 24 年度には教育研究評議会において、プロジェクトチームから改組についての検討の進捗状況の報告が実施されており、全学での情報の共有化が図られている。平成 25 年 3 月には学長及び次期学長候補者から全教職員に対し、改組についての最終説明会が実施されている。これらを踏まえ、最終案がまとめられ、平成 26 年度の改組を目指し手続きを行っている。

このほか、学生からの意見聴取のため、卒業時に卒業生アンケートを行い、継続的に満足度を調査している。平成 23 年度の卒業時における卒業生満足度の調査結果を平成 19 年度の調査結果と対比してその変遷を明らかにするなど、アンケートの結果を受けて改善すべき点を洗い出し、施設については、トイレや廊下の照明等を改善し、就職支援については、キャリア・アドバイザーを 2 人に増員し、対応可能な日を週 2 日から 5 日に拡充するなどの対応を行っている。

また、平成 24 年度には大学から学生への情報伝達の改善に資するため、学生・教職員に対し、掲示板や大学ウェブサイト等の情報伝達の現状と課題についてアンケートを実施している。アンケートの結果を受け、試験日程の大学ウェブサイト掲示等の実施可能なものから業務改善に反映している。

学外関係者からの意見については、経営協議会では学外委員として 5 人の委員が出席しており、学外からの観点で運営に関する意見が出されており、業務統括会議において検討を加え、大学運営の改善・充実に活かしている。また、改善の状況を大学ウェブサイト上で公表している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、国立大学法人法及び当該法人で定めた監査規程、監事が定めた監事監査計画等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査にあつては監査の実施とともに会計監査人からの報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っている。

監事監査実施細則によれば、監査事項は、①関係法令、業務方法書及びその他規程等の整備状況並びに実施状況、②中期計画及び年度計画の実施状況、③人事管理の状況、④決算の状況、⑤予算の執行及び資金運用の状況、⑥収入及び支出の状況、⑦資産の管理状況、⑧契約の状況、⑨その他の業務及び会計に関する重要な事項となっている。

また、監事は、役員会、経営協議会及び教育研究評議会等の重要会議に出席するほか、各組織等からのヒアリングによる業務内容及びその実施状況の調査・確認を行っている。さらに、国立大学法人監事協議会総会や近畿支部会議、関連するセミナー等に参加し、監査業務に関する情報の収集にも努めている。監

事監査報告書による業務監査の意見に基づき、災害時の浸水による被害回避の危機回避のためサーバー室を1階（附属棟）から2階（コラボレーションセンター）へ移転するなどの改善が行われている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

課長以上の管理職の研修としては、国立大学協会等が主催する大学マネジメントに関する研修、課長級研修等に積極的に参加させている。

事務職員の研修としては、学内においては新採用職員研修、安全衛生関係研修、教養研修（放送大学受講）を実施するとともに、学外で開催される人事労務研修、会計事務研修、学生指導関係研修等に積極的に参加させている。事務職員の参加した研修の件数と人数は、平成23年度には69件、226人、平成24年度には48件、162人となっている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

平成16年度から、全学の自己点検・評価をはじめ各種評価について企画、立案、実施する組織として、評価企画室を設置している。室長は副学長（研究・情報担当）とし、室員は、各学部・研究科選出の評議員及び、総務・企画課職員からなっている。大学の評価に関する規程によれば、当該大学の教育・研究活動等の状況に関する評価とは、①学校教育法第109条第1項に定められた当該大学の自己点検・評価、②学校教育法第109条第2項に定められた文部科学大臣の認証を受けた者による評価（認証評価）、③独立行政法人通則法第32条に定められた各事業年度における業務実績評価、④独立行政法人通則法第32条に定められた中期目標の期間における業務実績評価となっており、これら4種類の評価への対応は評価企画室において行っている。

平成18年度実施の自己点検・評価実施に際しては、教育活動、研究活動及び社会貢献・国際交流活動等の評価項目について必須と想定される根拠資料をあらかじめ評価企画室で示し、自己点検・評価作業の効率化を図っている。また、基礎資料として研究者情報システムに入力されたデータを集計し、自己点検・評価実施の各部局へフィードバックしている。平成24年度に実施した自己点検・評価においても、同様に取り計らい、組織的に対応を行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

大学全体に係る自己点検・評価については平成18年度に実施している。この際には、項目を平成19年度に認証評価に合わせて設定し、認証評価の自己評価は、平成18年度実施の自己点検・評価に基づいて作成し、平成19年度に認証評価を受けている。さらに、毎年度国立大学法人評価委員会による各事業年度の業務の実績に係る評価（年度評価）を受けているとともに、平成20年度に第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する暫定評価、平成22年度に同確定評価を受審している。

また、理学部と生活環境学部では平成 24 年度にそれまでに実施した自己点検・評価を基に、外部評価を受けている。そのほか、共生科学研究センターにおいては3年ごとに自己点検・評価に基づく外部評価を受けており、直近では平成 24 年度に実施している。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

平成 19 年度の認証評価の評価結果については、評価企画室において活用の方法を検討している。優れた点とされた事項については、さらに各部局において伸長するよう、働きかけを行っている。

また、改善を要する点として「大学院の一部の専攻においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い」ことについては、大学院入試広報の充実に努め、大学院案内等を新たに作成する等、情報の公表に努めるとともに、多様化・学際化する教育要請に応じることのできる学系をまたぐ学部から大学院へとつながる改組を計画・進行中である。「教育の成果や効果に関する卒業生などを対象とする意見聴取については、調査方法等を含めて検討すべき余地がある」ことについては、卒業（修了）生アンケートは卒業（修了）直後に行っていたため、これとは別に社会に出てある程度の年限を経た者に対するアンケートとして、修了 10 年以内の 589 人に対する調査を平成 22 年度に実施している。また、平成 23 年度実施の就職先アンケートにおいては、質問項目を絞り込み、調査対象者を直属の上司に限定する等の調査方法の改善を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

<b>基準 10 教育情報等の公表</b>
-----------------------

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。
---

## 【評価結果】

基準 10 を満たしている。

## (評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
---

学則、各学部規程、大学院規程、基本理念、教育目標及び研究目標は、大学ウェブサイトに掲載している。学則及び各学部規程・大学院規程は全学生に入学時に配付している CAMPUS LIFE（学生便覧）のⅧ（学則・規程）に掲載している。また、基本理念・教育目標及び各学部規程に明記された学部及び学科の目的については、大学ウェブサイトに掲載するとともに全学生に配付している専門教育ガイドの冒頭に記載し、学生に周知を図っている。

平成 22 年度に初年次導入科目として、全学教育科目の中で開講した「大学生生活入門」においても、教育理念等を受講者に対して説明をしている。「大学生生活入門」は新入生のほとんどが履修する科目であり、平成 24 年には 469 人、平成 25 年度には 425 人が受講しており、3 学部の入学定員合計が 475 人であることを踏まえれば、学生への周知状況は良好であると言える。

平成 24 年度から新任の教職員を対象に研修を実施しており、その際にも理事が講師となり「教育理念と取り組みの現状」と題する講義が行われている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。
---

入学者受入方針については、大学ウェブサイト上で公表しているほか、学部一般選抜及び特別選抜に際しては別冊子として募集要項に添付し、また、大学院学生募集要項に記載して入学志願者に周知を図っている。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針についても、各学部・大学院のウェブサイト上で公表しているほか、ガイダンスで学生に周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。
---

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項については、広報企画室が中心となって情報整理を行い、公開が義務付けられた平成 23 年 4 月 1 日には大学ウェブサイトのトップページに情報をまとめ、一目で情報が容易に得られるようにしている。

また、「広報・公開」のページでは、法人の基本情報をまとめ、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報」において、自己点検・評価報告書や財務諸表等を公表している。

## 奈良女子大学

なお、平成 24 年度にユーザビリティの向上を図るため、大学ウェブサイトのリニューアルを行っている。画面サイズを上げサイト全体を従前よりも大きく表示できるようにし、バナーデザインについてもサイズや文字の行間隔等を大きくしつつ統一を図り、全体を見やすくしている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 奈良女子大学

(2) 所在地 奈良県奈良市

#### (3) 学部等の構成

学部：文学部、理学部、生活環境学部

研究科：人間文化研究科

附属学校：附属幼稚園、附属小学校、附属中等教育学校

関連施設：共生科学研究センター、教育システム研究開発センター、古代学学術研究センター、アジア・ジェンダー文化学研究センター、臨床心理相談センター

#### (4) 学生数及び教員数（平成25年5月1日現在）

学生数：学部 2,183 人、大学院 537 人

専任教員数：200 人

### 2 特徴

奈良女子大学は、明治 41（1908）年に女子教員の養成を目的として設置された奈良女子高等師範学校をその前身としている。明治 44（1911）年には附属小学校と附属高等女学校（現 附属中等教育学校の前身）が開校され、大正元（1912）年に附属幼稚園が保育を開始した。

昭和 24（1949）年国立学校設置法の公布により、奈良女子高等師範学校を母体として奈良女子大学が発足したが、新制大学となってからは、「女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、その能力を展開させるとともに、学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」（本学学則より）を目的として教育研究活動を行なっている。

社会における女性の知的自立と知的展開能力の獲得をめざしてきた本学は、時代状況や社会の変化に柔軟に対応し、また、社会からの要請に応えるべく、平成 12（2000）年 11 月に次の 4 つの基本理念を定めた。

理念 1 男女共同参画社会をリードする人材の育成

—女性の能力発現をはかり情報発信する大学へ—

理念 2 教養教育、基礎教育の充実と専門教育の高度化

理念 3 高度な基礎研究と学際研究の追究

理念 4 開かれた大学

—国際交流の推進と地域・社会への貢献—

本学は、歴史的遺産の宝庫でもある奈良市中心部の交

通至便な場所に位置するキャンパスに、文学部、理学部、生活環境学部の文系理系がバランス良く配置された 3 学部を擁し、さらに、高度な教育研究を担う文理融合の学際的な研究を特色とする大学院人間文化研究科を配置して、小規模ながらも個性ある教育・研究を推進することを目指している。

本学附属施設として、奈良女子高等師範学校からの伝統を継ぐ附属学校（定員：附属中等教育学校 720 名、附属小学校 460 名、附属幼稚園 152 名）のほか、附属図書館（特に多くの女性問題関係資料が収められている）、保健管理センター、環境安全管理センター、総合情報処理センター、共生科学研究センター、古代学学術研究センター、アジア・ジェンダー文化学研究センター、臨床心理相談センター、教育システム研究開発センター、国際交流センター、社会連携センター及び生涯学習教育研究センターを有している。

また、平成 24（2012）年 4 月には、学部・大学院の枠組みを超えて、多様化・高度化・学際化する人材養成の課題や研究課題の克服に向けて、全学の教員組織である研究院を設置した。研究院に所属する教員は、各人の専門分野を生かして学部・大学院の教育研究を担当し、当該分野の教育研究の発展に寄与している。

このほか、本学には、平成 6（1994）年 12 月に歴史的建造物として国の重要文化財の指定を受けた記念館（奈良女子高等師範学校旧本館）があり、シンポジウム・学会などのメイン会場として使用するほか、百周年記念資料室において保管している奈良女子高等師範学校時代から受け継がれてきた貴重な資料の一般公開を行うなど、開かれた大学のシンボルとして活用している。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は昭和24（1949）年に発足し、「女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、その能力を展開させるとともに、学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること（奈良女子大学学則より）」を目的として教育研究活動を行ってきた。

また、社会における女性の知的自立と知的展開能力の獲得を目指し、時代状況や社会の変化に柔軟に対応し、社会からの要請に応じていくため、次の四つの基本理念を掲げている。

理念1 男女共同参画社会をリードする人材の育成—女性の能力発現をはかり情報発信する大学へ—

理念2 教養教育、基礎教育の充実と専門教育の高度化

理念3 高度な基礎研究と学際研究の追究

理念4 開かれた大学—国際交流の推進と地域・社会への貢献—

この基本理念に基づき、基本的な中期目標、教育目標、研究目標を次の通り定めている。

### ○中期目標

- (1) 社会のリーダーとして男女共同参画社会の実現に貢献できる女性人材を養成する。また、女性のライフサイクルに配慮した教育研究環境の整備、女性教官比率の向上等に努めることにより、男女共同参画社会実現の先行モデルとなる。
- (2) 学士課程においては、体系的に構築された専門教育、キャリア教育と教養教育により、幅広い分野で活躍できる女性人材を育成する。大学院課程においては、高度な専門教育を行い、国際的にも活躍できる研究者・高度専門職業人として男女共同参画社会をリードし活躍する女性人材を育成する。
- (3) 国際的水準の個性的、独創的な基礎研究や応用研究を推進するとともに、本学の特徴を生かした分野横断的な研究を展開する。
- (4) 地域に開かれた大学として、社会連携を推進するとともに、アジア諸国を中心とした国際交流を推進する。
- (5) 社会の要請や時代の変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて教育研究組織や業務全般の見直しを行い、効率的な組織運営を図る。

### ○教育目標

本学は、学生個々の適性・能力を最大限に引き出し、深い学識を備え、情緒豊かで品位ある人材を育成する。また、さまざまな事象を総合的に理解・判断した上で、目的意識を持って主体的に行動し、社会をリードする人材を育成する。

目標1. 人間性を涵養する教育：

質の高い教養教育を行うことにより、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する。

目標2. 創造性を生み出す教育：

各専門分野間で連携のとれた教育を行うことにより、深い専門性を身につけた創造性豊かな人材を育成する。

目標3. 専門性を深める大学院教育：

女性が能力を発現しやすい環境の下で高度な専門教育を行い、創造的能力を備えた高度専門職業人および研究者を育成する。

目標4. 社会で貢献できる人材を育成する教育：

- 1) 男女共同参画社会の実現に貢献できる人材を育成する。
- 2) アジア諸国をはじめとする国際社会及び地域社会に貢献できる人材を育成する。

### ○研究目標

本学は、学問研究の自由のもとに真理を探究し、長期的視点に立った研究を通じて社会・文化の発展に寄与することを目指す。研究活動を通じて生み出した知的成果をもとに、知の拠点を形成するとともに、その知的成果を

社会に向かって発信する。

目標 1. 個性的で独創性豊かな研究の推進：

深い洞察に基づく個性的で独創性豊かな研究を推進する。

目標 2. 基礎研究および応用研究の推進：

高度な基礎研究および社会や時代的要請にこたえる応用研究を推進する。

目標 3. 学際的研究の展開：

各専門分野間の連携に基づき、複雑で重要な諸課題に対する学際的研究を展開する。

1) 文化の多義性、多様性を追究し、新たな日本社会のアイデンティティの確立を目指す研究。

2) 社会の変化に対応する新しい社会生活環境の構築を目指す研究。

3) 環境と身体生命活動を調和させ、共生を図るための自然科学的見地からの研究。

4) 自然現象あるいは人間と社会が関わる現象を複合的な視点から解明する研究。

5) 国内外の諸課題に関するジェンダー的視点を活かした研究。

目標 4. 地域社会や国際交流を視野に入れた研究の推進：

異なる研究分野間の協力のもとで、地域や国際社会に貢献できる研究を推進する。

1) 地域社会の様々な要請に応えられる研究。

2) 初等教育から高等教育までの教育システムの研究・開発および生涯学習に関する研究。

3) 歴史的に奈良をその東端とするシルクロードに沿った国々をはじめとするアジア諸国との国際交流を視野に入れた研究。

(学部・研究科ごとの目的)

○ 文学部

文学部は、人間性への深い洞察に根ざした人文社会科学的な知をもって、人間及びそれを取り巻く世界にかかわる諸問題の研究を学際的・総合的に推進し、それらの研究成果をもとに高度な専門教育を行い、現代社会が直面する複雑な諸課題の解決に貢献できる人材を養成することを目的とする。

○ 理学部

理学部は、高いレベルの基礎科学の教育・研究活動を通じて、広い視野にもとづく問題発掘・問題解決能力を持ち、次世代の課題にリーダーシップを発揮することのできる教養豊かな女性を育成することを目的とする。

○ 生活環境学部

生活環境学部では、生活の根幹である衣・食・住や家族の環境など、生活を取り巻く様々な生活環境を教育研究の対象とし、生活に関わる諸問題を科学的に分析し、高度な教育・研究を進め、生活診断力や生活改善力に優れ、生活者の目で見えて社会をリードできる女性専門職業人を養成することを目的とする。

○ 大学院人間文化研究科

人間文化研究科は、「学際性の推進」、「専門性の高度化」、「個性化の確立」、「国際感覚の涵養」を柱とし、豊かな人間性と高度な知性を備えた人材を養成することを目的とする。

博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を備えた人材を養成することを目的とする。

博士後期課程は、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を備えた人材を養成することを目的とする。

### iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/daigaku/no6\\_1\\_1\\_jiko\\_narajoshi\\_d201403.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/daigaku/no6_1_1_jiko_narajoshi_d201403.pdf)